

令和5年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月7日開会～9月13日閉会

双葉町議会

令和5年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月7日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	7
行政報告	8
報告第12号から報告第15号までの一括上程	10
報告第12号から報告第15号	10
議案第46号から諮問第1号までの一括上程	11
議案第46号から諮問第1号までの提案理由の説明	11
発言の訂正	16
監査委員報告	16
散 会	17

第 2 日 (9月8日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	20

職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
議事日程の報告	21
一般質問	21
1番 山 根 辰 洋 君	21
発言の訂正	35
5番 菅 野 博 紀 君	35
発言の訂正	47
6番 岩 本 久 人 君	47
発言の訂正	51
散 会	57

第 7 日 (9月13日)

議事日程	59
出席議員	60
欠席議員	60
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	60
職務のため議場に出席した者の職氏名	60
開 議	61
議事日程の報告	61
議案第46号の質疑、討論、採決	61
議案第47号の質疑、討論、採決	62
議案第48号の質疑、討論、採決	62
議案第49号の質疑、討論、採決	63
議案第50号の質疑、討論、採決	64
議案第51号の質疑、討論、採決	64
議案第52号の質疑、討論、採決	65
議案第53号の質疑、討論、採決	67
議案第54号の質疑、討論、採決	68
議案第55号の質疑、討論、採決	69
議案第56号の質疑、討論、採決	70
議案第57号の質疑、討論、採決	71
議案第58号の質疑、討論、採決	74

議案第59号の質疑、討論、採決	76
議案第60号の質疑、討論、採決	77
議案第61号の質疑、討論、採決	78
議案第62号の質疑、討論、採決	80
議案第63号の質疑、討論、採決	81
諮問第1号の質疑、討論、採決	82
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	83
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	83
議員派遣の件	83
閉 会	83

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

5 双葉町告示第 28 号

令和 5 年第 3 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 18 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 5 年 9 月 7 日 (木)
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和5年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月7日（木曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
専決第11号 双葉町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について
- 日程第7 報告第13号 専決処分の報告について
専決第12号 双葉町消防団第1分団屯所新築工事請負契約の一部変更について
- 日程第8 報告第14号 専決処分の報告について
専決第13号 双葉町消防団第2分団屯所新築工事請負契約の一部変更について
- 日程第9 報告第15号 令和4年度双葉町一般会計継続費精算の報告について
- 日程第10 議案第46号 双葉町情報通信システム等整備基金条例の制定について
- 日程第11 議案第47号 双葉町児童厚生施設条例の廃止について
- 日程第12 議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 備品購入契約の締結について
- 日程第15 議案第51号 備品購入契約の締結について
- 日程第16 議案第52号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第53号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第54号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第55号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第56号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第57号 令和4年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第22 議案第58号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第23 議案第59号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第24 議案第60号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について

- 日程第25 議案第6 1号 令和4年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第26 議案第6 2号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第27 議案第6 3号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、作本信一君、4番、石田翼君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、8月25日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月13日までの7日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、岩本久人君。

（産業厚生常任委員長 岩本久人君登壇）

○産業厚生常任委員長（岩本久人君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長の岩本久人です。本委員会において、閉会中の所管事務調査を実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件名は、防災の観点を踏まえた町内解除区域における家屋解体等の現況についてであります。

近年、災害リスクが増加する中、町内には長期の避難により老朽化した建物が多く残り、管理されないまま放置される可能性があることから、2次災害リスクの監視や災害発生時の対応について検討を行うべく、7月7日及び8月24日の2回調査を行いました。

調査は、建設課及び住民生活課から、特定復興再生拠点区域を中心に家屋解体申請状況と未申請者への対応、家屋残存や空き地放置における災害リスク、これまでの町の取組状況について説明いただいた後、課題等について整理を行いました。

調査の結果、荒廃家屋が放置されることによる人の移動への影響が懸念されること、町内居住者や消防団等との連携による取組、景観保全と土地活用促進を組み合わせたまちづくり施策の取組の必要性などの意見が出されました。これらを踏まえ、委員会として次の4点について提言をいたします。

1つ目は、未申請家屋の継続的な状況把握と今後の対応方針の検討であります。未申請家屋の継続的な状況把握に努め、避難の長期化による問題の複雑化などの課題を今後も国等の関係者と共有し、可能な限りの対応を求めるものであります。

2つ目は、空き地・空き家バンクの連携した土地管理の仕組みの検討であります。空き地・空き家バンクの登録を前提に、土地の除草等の管理サービスなど、防災対策・景観維持・利活用促進を包括的に進める取組の検討を求めるものであります。

3つ目です。危険な構造物が残ることによる2次災害を踏まえた上での、住民連携・協力による防災体制の検討であります。自然災害など有事の際に、住民同士が協働可能な状態にするため、継続的なコミュニケーションを図るとともに、消防団活動体制の現状、課題を踏まえ、実働可能な状態を速やかに構築することを求めるものであります。

4つ目は、これらを実施する上で、関係課横断的な体制構築であります。課題は複雑多岐にわたるものであり、関係課が密に連携し対応することが必要であるため、横断的な体制の構築を求めるものでございます。

以上、要点を述べ、委員会からの報告とします。

○議長（伊藤哲雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和5年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月29日、渡辺復興大臣、竹谷復興副大臣が町内を訪問し、帰還困難区域内での先行除染の対象区域となっている三字行政区を視察されました。その際に、私から先行除染について町民の皆さんが安心して帰還できるよう、日常生活に係わる場所を面的除染していただくことを強く要望いたしました。

7月2日、富岡町をメイン会場として、令和5年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、野球、バレーボール、剣道、バスケットボールの各競技に出場いたしました。双葉町チームは、剣道個人が優勝、バレーボールが準優勝するなど見事な成績を収められました。選手の皆さんの力強いプレーに大変勇気づけられたところであります。

7月15日、未来双葉会の主催による双葉町盆踊りが、東日本大震災以降13年ぶりに町内で開催されました。駅前広場に櫓を立て、町内事業者が出店し、盆踊りや6地区の芸能保存会による櫓の競演も行われ、約300人の来場者でにぎわいを見せていました。

7月23日、双葉町結ぶ会の設立総会が駅西住宅集会所で開催され、約30人の会員が参加する中、設立が承認されました。この双葉町結ぶ会は、双葉町内に帰還された皆さん及び新たに移住された皆さんにより組織され、住民相互の親睦や福祉増進、地域生活環境の改善など安全で快適な生活を実現することを目的に設立されたものであります。結ぶ会の皆さんには、町内に住んでよかったと思ってもらえるようなまちづくりを進めるため、どうすれば生活がより楽しく豊かになるのかなど、忌憚のないご意見をいただきつつ、皆さんの楽しそうに生き生きと町内で生活する姿を見て、自分も戻りたい、移住してみたいと思う人が徐々に増えてくることを期待しております。

7月24日、文部科学省が所管する原子力損害賠償紛争審査会の内田会長ほか9名の委員による双葉町内の現地視察が行われました。当町への現地視察は今回で7回目となり、限られた時間ではありましたが、初めに帰還困難区域の鴻草行政区において東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の

事故による全町避難から12年以上が経過し、家屋が荒廃した状況を視察いただきました。

その後、双葉町役場において双葉町と双葉町議会の連名による原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書を私と伊藤議会議長から内田会長へ手交いたしました。要望書の内容につきましては、「帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料の期間の見直しについて」など4点を申し上げ、特に私からは、中間指針において避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間を、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が避難指示解除された令和4年8月30日までとするように見直しすることを強く申入れを行いました。原子力損害賠償紛争審査会に対しては、今後とも町民一人一人の被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、誠意ある対応をするよう引き続き求めてまいります。

7月29日から31日の3日間にわたり、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは7騎の騎馬武者が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地向けて進軍され、神旗争奪戦などに参加し、赫々たる武勲を上げ、無事に凱旋いたしました。

また、同日程において、友好町である京都府京丹波町から中高生代表の生徒8名と畠中町長、松本教育長をはじめ17名の皆さんが来町し、京丹波町・双葉町子ども交流事業を実施いたしました。初日の開会式では、京丹波町の生徒たちと懇談を行い、双葉町の現状や課題、復興までの道のりなどについて意見交換を行いました。2日目は双葉中学校の生徒を含め、相馬野馬追の見学、最終日は町立学校仮設校舎を訪れ、双葉中学校の生徒と学校生活の紹介やスポーツを通して交流を図り、親睦を深めました。

8月5日、双葉町役場において双葉町消防団第1分団屯所及び第2分団屯所の貸与式を開催し、式典終了後には各団員に完成した屯所を内覧いただきました。双葉町消防団の屯所につきましては、震災後、全ての屯所が使用不能となっておりますが、基幹分団である第1分団及び第2分団の屯所について先行的に整備を行いました。第1分団屯所は、新山字北広町地内に整備し、延べ面積195.75平方メートル、第2分団屯所は、長塚字町地内に整備し、延べ面積196.50平方メートル、それぞれ鉄骨造り2階建てとなっております。消防団の拠点ができることで、多くの町民の皆さんが安心して町内に居住できるようになるものと期待しております。

8月25日、大熊町と合同で、令和6年度国の概算要求に向けた要望活動を行いました。帰還困難区域全域の避難指示解除に加えて、復興財源と国の支援体制の長期的な確保、ALPS処理水の海洋放出に係る適切な対応など、重点課題について、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、環境省、復興庁及び経済産業省を訪問し、要望いたしました。

今年6月に福島復興再生特別措置法が改正されたことに伴い、2020年代をかけて帰還意向のある町民が帰還できるよう、現在、双葉町特定帰還居住区域復興再生計画を作成しているところですが、8月26日、先行除染の対象区域とさせていただいた下長塚行政区及び三字行政区の対象となられた町民の皆さんへ区域案などの説明会を開催いたしました。町民の皆さんからは、立入規制や家屋解体など

の質問があり、区域案についてはおおむねご了承いただいたと認識しております。今後は、今回の説明会で町民の皆さんからいただいたご意見などを基に、速やかに除染及び避難指示解除が行われるよう、特定帰還居住区域復興再生計画の申請に向け、国や県、関係機関と連携して取り組んでまいります。

8月27日、双葉町産業交流センターにおいて第7回福島第一廃炉国際フォーラムが開催されました。このフォーラムは、原子力損害賠償廃炉等支援機構の主催で、福島第一原子力発電所の廃炉に関し国内外の英知を集め、廃炉を着実に進めることや、地域社会とのコミュニケーションなどを目的に2016年から開催されており、今年度は双葉町での開催となりました。パネルディスカッションでは、町民の方お二人や高校生等が登壇し、廃炉や町の産業振興策などについて質問し、山名原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長をはじめ、東京電力や経済産業省、原子力規制庁などがそれぞれの立場で回答されました。参加者の間で町の復興や廃炉に向けた思いが共有され、有意義なフォーラムになったと感じております。

9月3日、新地町及び相馬市において、第76回福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会が開催されました。双葉町からは、壮年ソフトボール、9人制バレーボールの各競技に出場しました。厳しい暑さの中ではありますが、選手たちの元気あふれるプレーで、壮年ソフトボール、9人制バレーボールが共に準優勝というすばらしい成績を収められました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告につきましては、4件となります。提出議案等につきましては、条例の制定が1件、条例の廃止が1件、条例の一部改正が2件、備品購入契約の締結が2件、令和5年度補正予算（案）が5件、令和4年度決算の認定が6件、教育委員会委員の任命が1件、諮問が1件、合わせて19件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第12号から報告第15号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第12号から日程第9、報告第15号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号から報告第15号までを一括議題といたします。

◎報告第12号から報告第15号

○議長（伊藤哲雄君） 報告第12号から報告第15号までの説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第12号 専決処分の報告について、専決第11号 双葉町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更についてであります。令和4年5月17日、令和4年第3回双葉町議会臨時会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、契約の金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第13号 専決処分の報告について、専決第12号 双葉町消防団第1分団屯所新築工事請負契約の一部変更についてであります。令和4年11月8日、令和4年第5回双葉町議会臨時会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、契約の金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第14号 専決処分の報告について、専決第13号 双葉町消防団第2分団屯所新築工事請負契約の一部変更についてであります。令和4年11月8日、令和4年第5回双葉町議会臨時会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、契約の金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第15号 令和4年度双葉町一般会計継続費精算の報告についてであります。仮設庁舎整備事業の継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

○議長(伊藤哲雄君) 以上で報告第12号から報告第15号までを終わります。

◎議案第46号から諮問第1号までの一括上程

○議長(伊藤哲雄君) 日程第10、議案第46号から日程第28、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第46号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長(伊藤哲雄君) 議案第46号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第46号 双葉町情報通信システム等整備基金条例の制定についてであります。後年度における町の情報通信システム及びそれに附属する機器の導入、改修、更新並びに廃棄に必要な経費に充てるため、制定するものです。

議案第47号 双葉町児童厚生施設条例の廃止についてであります。東日本大震災及び東京電力福

島第一原子力発電所の事故による避難の長期化に伴い、児童厚生施設として設備の維持管理の継続が困難であることから、廃止するものです。

議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。所得税法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、改正するものです。

議案第49号 双葉町墓地条例の一部改正についてであります。墓地の使用場所が不明もしくは使用許可が取り消され、使用場所の返還の届出があった場合にも使用権が消滅することを定めるため、改正するものです。

議案第50号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町消防団第1分団に配備する消防ポンプ車1台を購入することに伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第51号 備品購入契約の締結についてであります。双葉町消防団第2分団に配備する消防ポンプ車1台を購入することに伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第52号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ14億8,075万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は185億8,136万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費や福島再生加速化交付金の増などにより、7,389万円を追加いたしました。

県支出金は、福島県市町村先駆的民間プログラム活用事業費補助金の増などにより、145万円を追加いたしました。

繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金やふたばっ子教育支援基金繰入金の増などにより、5,653万6,000円を追加いたしました。

繰越金は、前年度繰越金として13億4,754万7,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、個人情報取扱支援業務委託料や戸籍システム標準化・共通化業務委託料の増などにより、4,053万8,000円を追加いたしました。

民生費は、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の増などにより、8,651万円を追加いたしました。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費や双葉地方水道企業団負担金の増などにより、5,744万6,000円を追加いたしました。

農林水産業費は、ため池放射性物質対策業務委託料の増などにより、4,766万2,000円を追加いたしました。

商工費は、商業施設整備用地雨水管切替工事の増などにより、5,193万8,000円を追加いたしました。

教育費は、生徒海外派遣事業補助金の増などにより、678万8,000円を追加いたしました。

諸支出金は、財政調整基金積立金や情報通信システム等整備基金積立金の増などにより、8億

7,419万6,000円を追加いたしました。

議案第53号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ8,063万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億5,628万8,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金86万5,000円、繰越金に7,976万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費など86万5,000円、基金積立金に4,000万円、諸支出金に国などへの返還金99万1,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第54号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,061万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4億2,375万3,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金701万円、繰越金に前年度繰越金3,360万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費に人件費1万円、下水道維持費に下水道管路施設被災状況調査業務委託料850万円、予備費に3,210万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

また、債務負担行為として、水処理センター施設維持管理業務委託を設定いたしました。

議案第55号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,646万円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億8,906万4,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金3,424万5,000円、繰越金に前年度繰越金1,221万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費など237万5,000円、諸支出金に国、県等への返還金4,408万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第56号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は9,739万7,000円となります。

歳入は、繰越金は前年度繰越金67万8,000円を追加いたしました。

歳出は、諸支出金に一般会計繰出金67万8,000円を追加いたしました。

議案第57号 令和4年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額186億1,328万7,000円、歳出総額165億9,267万2,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は20億2,061万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源5億7,306万8,000円を差し引いた実質収支は14億4,754万7,000円となりました。前年度と比較し、歳入が144億5,561万4,000円の減、歳出が148億4,349万5,000円の減となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。町税は13億2,562万1,000円で、町民税や固定資産税の減などにより、前年度から2,891万1,000円の減となりました。

地方交付税は20億4,927万7,000円で、震災復興特別交付税の増などにより、前年度から3億9,487万1,000円の増となりました。

国庫支出金は18億4,825万2,000円で、福島再生加速化交付金の減などにより、前年度から99億9,981万7,000円の減となりました。

県支出金は15億7,572万3,000円で、常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金の減などにより、前年度から899万6,000円の減となりました。

繰入金は97億2,557万9,000円で、東日本大震災復興基金、福島再生加速化交付金基金などの基金から繰入れを行い、各種事業に充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。義務的経費は15億7,515万4,000円で、住民税非課税世帯等臨時特別交付金などの扶助費の減により、前年度から1億1,802万8,000円の減となりました。

投資的経費は83億2,235万5,000円で、双葉駅西地区復興拠点整備事業や調査整備事業の増などにより、前年度から17億2,991万8,000円の増となりました。

そのほかの経費は66億9,516万3,000円で、新・生活サポート交付金等の補助費、福島再生加速化交付金基金積立金等の積立金が減となったため、前年度から164億5,538万5,000円の減となりました。

議案第58号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額13億2,706万6,000円、歳出総額12億4,729万8,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は7,976万8,000円となりました。

歳入は、県支出金が10億5,365万円で、歳入総額の79.4%を占めており、国庫支出金が9,211万9,000円となりました。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は1億1,306万8,000円で、前年度と比較すると1,196万円の増となりました。

歳出は、保険給付費が9億1,026万9,000円で、歳出総額の73.0%を占めており、次いで国民健康保険事業費納付金が2億6,460万7,000円となりました。保険給付費を前年度と比較すると5,102万5,000円の減となり、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は46万6,565円で、前年度と比較して1,218円の減となりました。

議案第59号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入歳出総額ともに194万5,000円となりました。前年度決算額222万9,000円に対し、28万4,000円の減額となりました。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となります。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料が52万円、公債費の借入町債残高404万1,000円の元利償還金142万5,000円を支出しました。

議案第60号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額は9億2,832万8,000円、歳出総額が7億7,462万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億5,370万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,000万2,000円を差し引いた実質収支は3,370万2,000円となりました。

歳入は、一般会計繰入金が7億7,333万5,000円で、歳入総額の83.3%を占めており、次いで繰越金が1億3,208万円となりました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費が4,549万6,000円、下水道維持費が2億3,193万9,000円、下水道建設費が3億7,465万9,000円となりました。また、公債費として下水道事業元利償還金1億2,253万円を支出しました。

議案第61号 令和4年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額9億8,929万7,000円、歳出総額9億7,694万2,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は1,235万5,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金が4億8,571万3,000円、支払基金交付金が2億2,158万8,000円、一般会計からの繰入金が1億3,875万6,000円、県支出金が1億3,362万5,000円となりました。

歳出は、保険給付費が7億8,946万6,000円で、前年度から897万9,000円の減となっており、歳出総額の80.8%を占めております。次いで、国、県等の返還金など諸支出金が1億2,284万6,000円、地域支援事業費が4,662万1,000円、総務費が1,797万円、基金積立金が3万9,000円となりました。

議案第62号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額2,660万1,000円、歳出総額2,592万2,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は67万9,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金が2,346万円で、歳入総額の88.2%を占めており、次いで諸収入が246万4,000円、繰越金が67万8,000円となりました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,873万1,000円で、歳出総額の72.3%を占めており、次いで総務費が429万6,000円、保健事業費が221万7,000円、諸支出金が67万8,000円となりました。

議案第63号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。大久保敏己委員が9月30日をもって任期が満了となります。大久保委員は、教育委員として3期12年務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、大久保敏己氏の再任をお願いするものです。

大久保敏己氏は、教育並びに文化・スポーツ等に識見を持ち、適任者であり、またこれまでの教育行政の経験を町内での学校再開に向けた取組に生かしていただけるものと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。改選期に当たり新たに推薦する高倉さだ子氏は、現在須賀川市在住で、長らく小学校教員として勤められ、人権擁護についても理解があり適任者であると考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎発言の訂正

○町長（伊澤史朗君） 議案第49号の中で、2行目の墓地の使用場所が「不用」と言うべきところを「不明」と申し上げております。「不用」に訂正を願います。

議案第59号で、「令和4年」と言うべきところを「令和5年」と言い違えております。「令和4年」に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

これで提案理由の説明を終わります。

◎監査委員報告

○議長（伊藤哲雄君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財政健全化指数のうち、実質公債費比率は3か年平均で4.0%、前年度より0.4ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

各事業において、その多くが国、県から交付される依存財源により執行されておりますが、今後、その補助金等の削減が懸念されるため、その対応を検討する必要があると思います。国、県への財源確保の要望と並行し、今後の自主財源のシミュレーションを行っていただきたいと思います。

また、今後の当町の復興の円滑な遂行を図るため、職員の人員確保を計画的に進めるとともに、そのためにも双葉町の置かれている現状に即した給与体系についても考慮していかなければならないと思われまますので、検討をお願いいたします。

さらに、昨年度の審査意見書にもありますが、双葉町役場及びいわき支所の入退庁記録簿を確認したところ、深夜または早朝まで残業している職員が散見されました。身体的、精神的負担を考慮し、労働時間の管理徹底をお願いをいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時52分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月8日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

1 番 山 根 辰 洋 君

5 番 菅 野 博 紀 君

6 番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） おはようございます。議席番号1番、通告順位1番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、町の現状と課題について。特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、双葉町内に居住できるようになってから先日8月30日で1年となりました。この1年間で町内でできることも増え、住民生活が充実されてきたこともあるかと思えます。一方で、この1年での町内居住人口は100人未満の状況であり、隣接町との1年間で人口増加度合いと比べると、その度合いは低調という状況にあると考えられます。このような現状について、具体的に把握されている課題としてはどんなものがあるか、それを解決していくことでどのように町の活性化を図っていくか、町の現状認識と今後の展望をお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町の現状と課題について。町の現状と課題についてのおたただしですが、双葉町は昨年8月30日の避難指示解除、町内居住再開から1年が経過し、9月1日時点で約90名の方が町内に居住されています。議員ご指摘のとおり、必ずしも帰還状況は先行解除された他の市町村と比べると芳しくない状況かもしれませんが、町内居住のための生活環境整備を進めてまいりました。

具体的には、住民意向調査で帰還を判断するために必要なこととして上位に挙げられた医療施設と商業施設について、双葉町立診療所の開設やイオン東北様と連携した移動販売などを実施してきたほ

か、本年8月には産業交流センターにコンビニがオープンしたところです。このように少しずつではありますが、住民ニーズの高い事項について取組を進めたほか、駅東地区に整備を予定している商業施設についても令和7年中のオープンを目指し、整備を進めてまいります。

また、現在の課題としては、町内企業で勤務する方など町内への居住を希望される方が増えてくる中、震災から12年半経過したことから、多くの住宅が解体されてしまい、受皿となる住宅が不足している現状であります。しかしながら、駅西住宅についても整備中の南エリアが令和6年5月頃には入居可能となる予定のほか、民間アパート建設も行われる予定と聞いており、ある程度のニーズにはお応えすることができるようになると考えておりますが、引き続き多様な方々の意見を伺いながら、生活環境の整備、住宅確保等を図り、帰還居住が少しでも進むように取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

ちょっと前提のところを整理したいと思いましたので、先にその話をさせていただければと思うのですが、今、町長の答弁からも12年半という解除時期のどうしても遅くなってしまったところによる短期的な住居の受皿であったりだとか、やはり帰還のモチベーションというのですか、そういったものがやはりどうしても物理的・時間的な経過のもので困難、ハードルが高くなっているというのは、これは私自身も町内に居住しながら感じているところでもありました。

というところで、多分、隣接町とも前提条件が全く違うのだろうなというのがこの1年やられて、多分すごく感じていらっしゃる場所もあると思うので、町長、以前よりお話もされているとおり、双葉町はスペシャル的なところで、少し隣接町と同じことをやっているとなかなか町内居住が増えていかないということがあるのではないかなというところをまずちょっと前提として挙げさせていただければと思います。

その上で、今町内居住の中で、私自身も住みながらいろんな方のお話を聞くと、やっぱり解除された後、移住してきた方であったりとか帰還してきた方から、ちょっとやはりお話があるのは、解除前の準備がもう少しあってもよかったのではないかなみたいな問いを投げかけられるシーンが最近よくあります。それもう少し、ちょっと抽象度が高いので、もう少しひもといていくと、どういうことかというのをもう少し深く聞くと、やはり他町より、例えば国保の掛け率、税率が高いのだよねとかというのがぼそっとあったりだとか、鳥害、鳥獣とかそういったところの実害がちょっと出て、なかなか帰るところが怖いのだよねみたいな話をされる方がいたり、本当に100人いたら100通りの課題があるなというのが今すごく感じているところで、その100通りの課題にどう向き合っていくかというのが結構重要なところなのかなというふうに思っていて、この100通りの課題をどう解決するかということがその次の住民の居住に影響を与えたりだとか、または町内に居住した方が諦めずに継続して町内に住んでいただけるみたいなところにもつながるのではないかなというふうに思っていて、何かその辺りの仕組みづくりをぜひ検討していただきたいというのがちょっと感じているところでした。

その上でちょっと質問というところになるのですが、今、住民の方からいろんな様々なニーズ、多分担当課のほうに直接行っているものもあれば、目の前にいる職員さんに課題をお伝えして、要望をかけているという方が中にはいらっしゃるのかなと思うのですが、そういった課題を、多分庁内全体で共有できているかどうか、それを何かこうリストとして整理されているかどうか。これ一つ一つ全て役場で解決するものではないとは思ってはいるのですが、何かどういった課題があるか、その100人いれば100通りの課題にどう向き合うかというところが、するための仕組みとして、まずは何か理解促進、庁内での情報共有かなと思っているのですが、その辺り、担当の方が吸い上げてきた情報をまとめて庁内で共有できているかどうかという質問をちょっとさせていただけたらと思います。よろしくします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

確かに戻られた町民の方、または移住をされてきた方たちの希望とか要望とか、いろいろここが足りてここが足りないというふうな話につきまして、私も直接お伺いすることもありますし、そういったものが100人いれば100人の考え方があるということは全くそのとおりだと思います。そのことに対して全て対応できるかという、それは物によってということになってしまいますけれども、ただ各課で、担当する課が情報をしっかり把握をして、課内で対応調整できるものはしっかりとやっているというふうに報告が上がっております。また、課だけで対応できないものに関しましては、当然我々のほうに上がってきまして、判断をさせていただいていると、そのような状況でやっております。

まず、私自身も戻ってきて、一番感じなくてはならないのは、やっぱり住民の皆さんの声を聞くことであり、そして自分自身が何が足りて足りていないのかということも自分として把握することが非常に大切だろうということで、9月1日からこちらのほうに戻って生活をさせていただいております。その分に関しては、当然山根議員もいろいろな町民の皆さんと意見交換なり、いろいろな問題点の提起があったりすることがあると思いますから、そういったものも含めてどンドン町のほうに上げていただければ、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。本当に、100通りの課題に全て対応するというのは、本当に時間かかるものもあつたり、住民同士で解決できることもあるのだろうと思うので、ぜひ何かそういったのを整理して、共有するだけでもまた違うのかなというふうに思っています。

あと、もう一つ感じているところというか、これも言葉としてちょっといただいているところもあるのですが、やはりこの町が今後どういう、住んだはいいのだけれども、この先どういうふうに町が未来に向かって進んでいくのか、ちょっと不安になるときもあるというお話もあつたりして、これは復興計画の下に様々な取組をされているのは、我々の立場ではかなり説明も受けていますし、

何となくこういう方向に向かっていくのだろうなというのは分かると思うのですが、なかなか個人で、私自身も個人で伝え切れるところというのはなかなか限界もあるので、ぜひそういったところの発信をするのも一つ、帰還もそうですし、定住している、移住してきた皆さん、帰還してきた皆さんの気持ちに寄り添うことになるのかなというふうにも感じているところで、これちょっと他の自治体とか、ちょっと市レベルの結構大きい自治体かと思うのですが、結構マスコミ向けの記者会見みたいなのを定例的に行って、今どこにどういうふうに町が計画してたものが、いつ進んでいつまでに行けるのかみたいなことを定例的に記者会見をやって、例えばですけども、福島県の場合だと地方紙民報、民友さんに載せていただいて広報していくというような、そういった伝え方もあり得るのかなというふうに思っていて、そういったものが可能かどうかというところが1点と、もう一点、未来づくりという部分で進捗管理というところでは実施計画というものがあつたと思うのですが、3月に説明をいただいて以来、その後どういう運用になっているかということも併せて、多分発信するとなるとその進捗管理というところも重要になってくると思うので、ぜひ何かそういったものができかどうかということと、実施計画の運用状況みたいなところをぜひちょっと再質問させていただければと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まずは、町の未来像ということで町民の皆さんがどのような町の将来、未来をとということで不安になっている部分があるというふうなことでありました。そのことにつきましては、当然、毎年町政懇談会もやらせていただいていますし、町の広報災害版、さらにはホームページ、各種いろいろな情報発信ということでは、かなり町としては皆さんにオープンにさせていただいているというふうに感じております。

ただ一方、町政懇談会にしても広報にしても、なかなかご覧になっていないという方がおられるというふうに感じておりますので、さらなる周知の徹底の仕方というのは、今議員おっしゃったように何か方法を考えなくてはならないなというふうに感じております。

そういった部分で、先般、双葉町結ぶ会、住民の皆さんが限定的なものではなくて、今回、避難指示解除した地域に住んでいる住民の皆さん全域に、希望ですけども、入会をする人たちがお互いに同じ住民としていろいろな助け合い、相互扶助の部分も含めて設立されました。私も9月1日から入らせていただいて、そういった折々に私のほうから、そういった会合とか集まりもありますから、参加した場合には、積極的に発信をするということと、町民の皆さんからそういうふうなご意見、ご要望あつた場合に関しては、私一人で判断できるものもあれば、できないものもありますから、しっかりと皆さんの希望に関して、要望に関して取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、100%対応できるかということ、これはなかなか、幾ら皆さん聞いてください、見てくださいと言っても、どうしても見る気持ちのない方は見ようがないといひますか、町政懇談会に

しても、我々とすれば多くの町民の皆さんの参加を望んでおりますが、残念ながらそんなに大勢の方が来られるという状況ではないというふうに感じておりますから、それ以外の皆さんに関してはどういうふうに周知徹底していくかということは今後しっかりと庁内で協議をして、さらなる周知の徹底を図っていきたいと思います。

実施計画と情報発信と会見、記者会見、それに関しましては、特にメディアの皆さんに関しては折々こられたときにぶら下がりであったり、直接私に取材を申し込まれた記者の皆さんとか、できる限り対応させていただいておりますので、そういったことである程度できているのかなというふうに考えております。

実施計画の進捗につきましては、毎年公表しているわけではありませんけれども、折に触れて町のいろいろなまちづくり計画の取組、実情、具現化については公表していくことになっております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。では、2番目の質問に行かせていただきます。

2、町の組織体制について。役場本体機能が町内に帰還し、職員の生活スタイルの変化に加え、この4月の人事体制においては、複数の課で課長が兼務になり、またさきの新聞報道においてはプロパー職員の比率が下がっている状況を指摘されるなど、町の復興の一番大事な時期における復興推進の組織体制に不安があるという認識でおります。このような現状と課題を町としてどのように捉えていて、これからどのように解決を目指そうとされているかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、町の組織体制について。町の組織体制についてのおたただしですが、組織体制につきましては、業務内容や新規事業の取組状況などを考慮しながら人員配置を行っております。議員ご指摘のとおり、町の復旧復興に関連する業務は、災害公営住宅など公共施設の整備や公共施設の解体、営農再開に関連する業務など年々増大してきており、職員が不足している状況にあります。また、中途退職する職員がいるため世代間の人員配置にもばらつきが生じており、県や国などからの支援職員の派遣により、増大する業務に対応している状況にあります。復興推進の組織体制に不安があるのご指摘ですが、町としても職員の確保については、町の復興を進める上でも重要な課題であると考えております。

そのため、令和5年第1回議会定例会において、復興関連業務に対応する職員の配置を増やすため、職員定数条例の一部改正について上程し、可決いただきました。町としては、新規採用職員を計画的に採用し、併せて国、県、全国の自治体からの支援職員の派遣をいただきながら、適切な人員配置に努めてまいります。また、民間事業者に業務委託できるものは委託するなど、民間の活用についても検討を進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

日頃より通常業務、災害業務があって業務が膨大化しているというのは、日頃からもお伺いしているところでもありますし、皆さんの目の前でお仕事されている様子も拝見しているので、本当に大変なところ、ご苦労されているというふうに理解をしております。

その中でやはり私自身も一時期役場の支援職員として仕事をさせていただいたときにも感じたところなのですが、役場組織は、比較的やっぱり業務の効率化を図るための縦割り、ライン的などの組織体制というふうには理解をしているところでした。ただ一方で、社会が今まだ喪失してしまっていて、本来であればそういった回っている中に縦にライン組織をつくっていくということが組織としては効率的なのだろうと思うのですが、今やっぱり災害業務というところの復興業務が本当に複雑多岐で、物すごく高度な仕事をされているというのは感じているところで、その中でやはりラインで効率化を図っていくことの難しさが逆に出てしまうのではないかなというのはすごく感じていて、やっぱり横串になるような、複数の課にまたがって課題を解決していくような、そういった組織体制というのも一つあり得るのではないかなというふうに思って、感じているところでした。

何か具体的に言ってしまっているのかちょっとあれなのですが、例えば町長直轄で何か横串を刺していくようなそういった調整組織、調整のセクションをつくっていくとか、そういったところも考えられるのかなと思っているのですが、ちょっと私の私見も入っているのですが、そういったところ、実際に執行を担われている皆さん、町長も含めて副町長も含め執行をされている中で感じる場所がもしあれば、今のちょっとお話にどんな可能性があるとか、検討できることなのか、必要なのかということをお伺いできればなというのが1点でした。

あと、もう一つが配置という話が今ご答弁もいただいたところがあったかなと思うのですが、今回決算時期ということで決算書も拝見をさせていただいているのですが、やはり課によって残業代の膨れ上がっている課とそうでない課があって、ちょっと我々としては数字を見て判断するしかないのですが、やはり課の仕事量の偏りがあるのかなというふうには思っていて、そういったところで、もちろん職員の個々の皆さんの経験値であったり技術的な部分ももちろんあるとは思いますが、そういった配置の部分でうまく運用していくということも一つあるのではないかなと、もちろん人数が足りないという話なのか、そういった配置なのか、あとは業務の効率性の問題なのか、多分いろんな観点があると思うのですが、その辺りどういうふうに今感じていらっしゃるかということも含め、ちょっと今の2点についていま一度お伺いできればなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず縦割り、横串の話もありました。縦割りにつきましては、当然ほかの自治体とそんなに変わっているところはないと思います。横串については特に若手の職員で幹事会とかそういうふうなものが庁内にありまして、よく言われている若い人たちがこの町の未来を考えて行動していただければ、

町の復興というのはなかなか進まないのではないかとこのうふうなご指摘もいただいておりますので、若手の職員の幹事会でいろいろな意見を吸い上げるような仕組みはつくっております。

一方、あと指摘のありました、これは毎回代表監査のほうからご指摘を受けて、私自身も非常にこれは対応しなくてはならないと思いつつ、なかなか決定的な特効薬というか、いい対応ができていないというのはこれちょっと残念な気持ちでおりますが、いわゆる課によって残業の多いところ、また残業の少ないところがあるわけなのですけれども、これは事務分掌の平準化ということで、もうずっと口を酸っぱく、なるべく均等にできるような体制をとということで指示をしておりますが、議員も理解していただけると思うのですけれども、課によって仕事量がどうしてもなかなか平準化できていないというのも現状です。しかし、そういったものに関しては、残業の多い課と、言い切っているのかどうかあれですけれども、そういうふうなところに関しては、人員の配置も重くしたり、そういうふうな対応はさせていただいております。そういった部分でも残念ながら残業が増えてしまうと、これ残業に関しては非常にその部分が常にご指摘をいただいている部分で、何とか改善しなくてはと思いつつも、なかなかいい改善の仕方になっていないというのは、今後どのようにしたらいいかということも含めて、いろいろもうちょっと取組を考えさせていただきたいと思っております。

職員一人一人が一番は、それぞれが1年間1年間で技能とか技量とかレベルアップしていただければ非常にいいのですけれども、必ずしもそうなるとは限ってはいないのです。どうしても人によって、やっぱりどうしても一を聞いて十を知るではないのですけれども、分かる職員であったり、こつこつと地道に亀のようにレベルアップしていく職員がいたり、どうしても皆さん同じような能力ではないということで、非常にその辺も配置も含めて限られた人員の中で配置をしなくてはならないということが非常に町としては苦慮しているところです。それは、言い訳になりますけれども、議会の議決を得まして、職員定数を変えさせていただいたことによって、今後もっともっと有能な人材を求めまして、そういうふうなものの改善も図っていきたいというふうにご考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再々質問というところになるのですけれども、今ご答弁いただいたとおりのところなのだろうとは思いますが、一方で今、課長の兼務の現状もあたりだとか、やっぱり職員の個々の事情に管理職の皆さんがどこまで寄り添えるかということも、課長の皆さんもかなり膨大な中でマネジメントというところが困難になっているところもあるのではないかなと思っていて、その辺の何か多分悪循環の解消みたいなところで、町長の最初の答弁でもいただいていたけれども、民間人材とかに潤滑油に入ってもらったりだとか、そういった業務の棚卸しだったりスキルアップの部分であったりとか、そういったところを外の力も借りながらやっていくということも一つ手なのかなと、これ今みたいな話限りではないと思うのですけれども、何かそういったところもあるのかなと思っています。

その上で再々質問となると、課長職の皆さんの今の負担のところと、これからどう職員の方たちの

マネジメント、個々の力量アップも含めて検討されているか、ちょっとこの再々質問でさせていただければと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、課長の併任ということで2つばかりそういうふうな状況になっております。残念ながら内部からの昇格というふうには至らない現状でありますので、どうしても併任をせざるを得なかったということは、前にも説明をさせていただいております。そういった部分で、今後、来年度以降に関しましては、外部からの人材の応援であったり、国、県も含めていろいろな能力のある人たちの支援、そういうふうなことも検討しております。一番は、内部から昇格できることが一番ベストなのですが、残念ながらそういう状況に至っていないというのも、先ほど議員の質問の中でも答えておりますが、どうしても途中で退職してしまう人が毎年出てきている状況なのです。ある程度のレベルにいて、どうしても一身上の都合で退職されてしまうと、また人材を一から育てなくてはならないというふうなもので、非常に特殊な町になってしまっているということが大変人材の補充が効かないというのも現状です。

そういった部分で、全国の自治体であったり、国、県、さらには今は来ておりませんが、民間企業からも実は支援をいただいていた時期もありました。そういったようなこともさらにできるものはどんなことでもやっていくというふうな考えでおりますし、まずは人が足りていないというのが一番町にとって厳しい状況ですから、そういったことのないように、いろいろなできる限りの取組をしていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。3番目の質問に行きたいと思っております。

町の課題解決に向けた町民協働の仕組みについて。町内へ帰還や移住をし、住民生活の充実に貢献されている町民、避難先から町の再生に尽力されている町民など、町民の中にも町のために貢献したいという方も多くいて、こういう方々の力を最大限に引き出し、町の発展に貢献してもらうことは非常に重要な施策だと考えられます。

一方で、このような声を集め整理し町の施策に反映させ、町民とともにまちをつくっていくという町民協働の仕組みに課題があると感じておりますが、町の認識についてお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、課題解決に向けた町民協働の仕組みについて。町の課題解決に向けた町民協働の仕組みについてのおただしですが、町内居住の有無にかかわらず、町民の皆さんと力を合わせてまちの再生・復興に取り組んでいくことは非常に重要であると考えております。

住民協働とは、行政、住民、自治組織、住民活動団体、事業者などがその役割や責任を担い、信頼

関係の下、地域社会の課題を共有し、その課題解決のために協力して行動することを捉えております。これまで私自身、町内外のイベントにおいて多くの町民の方の声を伺い、さらには職員が巡回訪問や役場窓口で直接ご意見を伺うなど、様々なニーズの把握を行い、町の課題解決に努めてまいりました。

一方で、今年7月には、町内に居住する方々により、双葉町結ぶ会が結成されましたが、様々な活動を通じて住民同士の絆を深め、安全安心なまちづくりと双葉町の復興につながる非常に意義のある活動であると感じております。

町としましては、様々な機会を通して今後とも町民の皆さんのご意見を伺いながら、町民同士の絆の維持やコミュニティ形成の在り方につきまして、先行自治体の好事例なども参考に検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。実はここでお伝えすると、この1、2、3、実は私の中では一つの質問というふうに捉えて、実は質問させていただいていました。

最初、100の課題があって100通りの課題を解決するというお話をさせていただいたかなと思うのですが、やはりここ役場だけでは絶対無理だというふうに理解をしていて、ぜひこういった住民の皆さんの力をいかに借りるかというところが町の一つのコンセプトにもなってきたりだとか、みんなで作るまちというところがやっぱりすごく今大事なところなのかなというふうに感じていて、ぜひ何かそういったものを体現できるような仕組みがあってほしいなというふうに思っているところでした。

具体的などころでいくと、ボランティアしたりとかそうする時間があるのだけれども、なかなかそういうニーズがあるのかなとか困っている人いるのかなとか、そういったのを誰かのために貢献したいのだけれども、何があるかみたいなどころはまだ何か整理ができていなかったり、マッチングがうまくいっていないのかなというふうに思っていて、別のちょっとお名前言ってしまいますけれども、社会福祉協議会のほうでボランティアセンター設立されているというところも伺ってはいるところなので、ぜひ何かそういったところの充実であったりだとか、そういった形で町内と町内の課題解決であったり、その町内の課題解決に、避難先から課題を解決できるよう、参画できるようなそういったことも考えられるのかなというふうには思っていて、ぜひこの辺りの仕組み、今後、各種、ほかの団体さんがやっているような取組とか、以前であればNPOとか、そういった組織もあって、今も活動されている団体もあると思うのですが、そういった力をうまく使いながら仕組み化していくというのが重要だと思うのですが、ぜひ何かこういったニーズ同士をマッチングするような仕組みというのを何か検討できるのかどうかとか、どういう道筋を考えていらっしゃるかがもしあれば教えていただきたいなというところでした。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、ボランティアであったり町内ニーズの把握ということになると思いますが、まず何を

お手伝いすればいいかという、そのボランティアの人たちが把握できていないということでした。町としても、まず昨年8月30日の避難指示解除後、何が必要なかというのを今把握をしている最中と
いいですか、そういうふうな状況でありますので、今後、そういったこともしっかりと取り組んでい
きたいと思います。

まずは、町民の声を吸い上げ、ニーズ把握に努めるとともに、町民の皆さんや事業所にどのような
役割を担っていただけるか、庁内で幅広く検討して対応していきたいというふうに考えます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。多分、今動かれている組織も含めて資源というのを
整理して、そこをどういうふうに役割を持ってもらうかというところを多分再整理していくというの
がすごく重要なのかなと思うので、ぜひ対応していただけるということだったのでご検討いただけた
らと思いました。

あと、もう一つ、避難先にいらっしゃる町民の皆さんからも町内に居住をなかなかできないのだけ
れども、まちづくりに関わっていないのがすごく、言い方はあれなのですが、^{じくじ} 忸怩たる思いと
いうか、申し訳ないと思っているというような、そんなような声も聞いていて、そういうのはすごく
残念だなというのは今思っていて、そういった思いを形にするところ、何かできないのかなというふ
うに思っているところなのですけれども、これもちょっと市とかそういったレベルの自治体さんとか
だと、住民モニターみたいな登録制のそういったモニター制度みたいなのをトライしていて、何か町
が施策を打つときに、アンケートの対象として意見をもらうみたいなことをやっている行政の方、自
治体もあるというふうに理解していて、例えば町政懇談会であったり町民復興委員会とか、ああい
った任命された方たちではなくても、1個1個の施策に対して何かコメントが言えるような、そうい
った仕組みというの定期的な、数か月後にこういうことをやりたいのだけれども、皆さんどう思いま
すかみたいなアンケートを取って、そこにコメントを寄せてもらうみたいな、登録制のあのパブリッ
クコメントみたいなところだと思うのですけれども、そういった形でまちづくりに参加しているよう
な仕組み、これは一つの事例でしかないと思うのですが、そういったことも一つ参加型のまちづくり
というところにも言えるのかなと思うので、ぜひ何かこういった避難先の皆さんの声を町の中のこと
を一緒に考えてもらう、それによって、例えば帰還したいなと思ったり、自分の言ったことがどうい
うふうに反映されたかなというのを町に見に来たりだとか、そういったことももつながらるのかなと
思うので、ぜひそういった仕組みもあり得るのかなと思うのですが、そういったものが可能かどうか、
必要かどうかというところをちょっとぜひお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、町民の皆さんの声を吸い上げるための、方法、考え方ということであります。まず、町のホ
ームページにそういったような書き込みをしていただく場所もありますから、どんどん書き込みをし

ていただいて、我々もそれに対してやるべきこと、これはちょっと今難しいとかそういったものも含めて取り組んでいきたいと思えます。何より町民の皆さんのニーズを把握するための努力をしていくということが一番だと思っております。そういうふうな機会をもっと増やせるように、今後努力していきたいと思えます。

町政懇談会等も広く周知徹底はしているはずなのですが、残念ながら、県内外、私が町長に就任してから11から12か所、県内でもいわき市2回、南相馬、仙台、福島、郡山、白河、新潟の柏崎、茨城のつくば、東京、加須、そういったようなところでやっておりますが、残念ながらだんだん参加される住民の方が減ってきています。そういったものも住民の皆さんにやっぱり関心を持っていただく何か方法というのを考えていかななくてはならないと思っております。住民の皆さんにも町の動静をしっかりと関心を持っていただくという発信の仕方ですよね。そういったものもちょっと足りていないのかなというのは感じていますので、どんどん町のほうからも逆に住民の皆さんにそういうふうな発信をしていくことによって、つながり、絆を深めていける、強めていけるようなことになるのかなというふうに考えています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

最後の質問、4、中野地区復興産業拠点の今後の展望について。中野地区の復興産業拠点においては、多くの企業が操業開始となったところかと思えます。その中で立地企業同士の連携による今後の町の産業の在り方を検討することは重要であると思えます。また、当町の産業拠点は原子力災害の全町避難により、産業集積により雇用や流通のコストを下げるといふ産業拠点本来のメリットを発揮できていない現状もあるかと思えます。このような中で産業拠点において、これまでどのような取組を行ってきたか、また今後どのような取組を行う予定でいるか、現状と課題、展望についてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4、中野地区復興産業拠点の今後の展望について。中野地区復興産業拠点についてのおただしですが、中野地区復興産業拠点につきましては、復興の先駆けとして働く拠点の整備を先行して進めてまいりました。現在も整備中ではありますが、本日時点で20件の立地協定を締結し、17件の企業の皆さんが操業を開始しているなど、復興に欠かせないものとなっております。また、今後も造成が進むほか、造成が完了した新たな区画についても公募を実施しており、さらなる企業の立地を期待しております。

長期的な同拠点の在り方について、具体的に検討を進めていくことなどを目的に立地企業が中心となり、令和4年8月26日に双葉町中野地区復興産業拠点立地企業協議会が設立され、事業者間の情報連携、雇用確保や物流の検討、住環境整備の推進などに関する対策検討を行う場として活動されてお

られると聞いております。中野地区復興産業拠点や双葉町産業交流センターで操業している企業の皆さんが加入し、本日時点で28社の企業で構成されております。町や商工会もオブザーバーとして同協議会と連携し、持続可能な活動が推進されるよう進めているところです。同協議会の活動を通して、町内外の企業同士が連携し合い、双葉の地域がより魅力のある地域になることを期待しております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

産業団地という施策に関しては、隣接町も含めてイノベーションコースト構想の中で、この沿岸地域に産業を集積させようということが進められている一環の中でもあるかなとは思っております。その中で隣接町の中でもなかなかこの数年で離脱してってしまう企業もあったり、これは致し方ないところかなと思うのですが、そういったものをどう防いでいくかというのはすごい重要なかなというふうに考えているところでした。

あと、もう一つ、やはり双葉町の産業拠点においては、やはり海沿いであるというのは多分ほかの産業団地とはまた別なのかなと思っていて、災害リスクもある中で企業の継続性みたいなところに、どうしても今後中長期で考えたときに、あそこの拠点が選ばれるかどうかというところはすごく重要なかなというふうに思っているところでした。今はこういったイノベーションコースト構想の中で企業は来てくださっている状況もあるかなと思うのですが、いかに今、そろっている顔ぶれの皆さんでどういうふうに将来を描いていくかというのはすごい重要なかなと思っていて、今、連絡協議会やられているというところで、そこが一つ器になっていくのだろうなというふうに理解したところではありました。

その上で、その器をどううまく使っていくかというのが、多分町としての考えるべきところなのかなというふうに思っていて、今、雇用・住居・流通のところ、協議会でされているというお話をされたのですが、例えばですけれども、住居、どうしても今雇用をしようと思うと住居の問題、一番最初の質問でも回答いただいたと思うのですけれども、やっぱりそこが課題になってくるというところで、例えば産業団地の皆さんが出資し合いながら民間のアパートを建てていく、そこに町として補助をしていくというような、それによって社員の福利厚生を上げていくみたいな、そういう本来だったら既にそこに住居があるので、企業が取り組むべきところではないと思うのですが、やっぱり双葉町の特殊上、そういった人たちにも少し関わっていただきながら、誘致された企業の資源もうまく活用させてもらいながらまちづくりをしていくというのはすごく重要な観点かなというふうに思っています。

あと、もう一点、雇用の部分、なかなか双葉町という名前で、今役場のほうもなかなか人が集まらないというふうな状況も2番目の質問でも聞かせていただいたと思うのですけれども、例えばそういった協議会の連名と一緒に雇用の事業をやる、採用の事業をやるというのも一つ手なのかな、例えばですけれども、就活フェアみたいなそういった集団就活のイベントをやってみたりだとか、例えば各種リクルート媒体を使ってみたりだとか、そういったことも町とともにやることで集客がしやすくな

るということもあり得るのかなというふうに思っていて、ぜひ何かこういった好機をしっかりと確立させていくというのは重要なのかなというふうに思っているところです。

もう一つ、今F－R E Iというところが隣接町にできる想定で今いますけれども、恐らく大学であったりだとかそういった研究施設が来て、立地企業さんと共同で研究開発しようというそんなようなことも起きてくるのではないかなと思っていたりだとか、まずは隣接町に、今どうしても産業集積し切れていないというところがあると思うのですが、同じ同業者が隣接町にいたりすることもあると思うので、そういったところのマッチング、町村を越えてマッチングしながら新しい、例えば商品開発をしていくとか研究開発していくというのも今後起きてくるのかなと思うので、ぜひこの協議会をどう町の好機に、器にしていくかというところはすごく重要なポイントなのかなというふうに思っていて、ぜひその辺りの道筋とかより具体的に検討されているところであったり、町として介入してそういったところを整えていくということが考えていらっしゃるのか、必要かどうかというところをぜひちょっと再質問させていただけたらと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、中野地区の復興産業拠点ですけれども、現在20件24社、今現在は17件の企業が操業していると、これにつきましては、町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除前に町としてはやはり戻ってきた住民の皆さんの雇用の創出ということを優先させて取り組んだ結果、これは他の町の現状を私が把握しているわけではありませんけれども、非常にスムーズに企業誘致はしているというふうに感じております。

そういった部分で企業の皆さんの、議員からご指摘あった企業同士が連携して、アパート、社員の居住環境を整備する考え方、これに関しましては今後いろいろと我々としてもできるかどうかも含めていろいろと考えさせていただきたいと思えます。

F－R E Iのマッチング、これ当然、F－R E Iそのものが5つの柱ということで取り組んでおりますけれども、具体的にこうだというものがはっきり見えてきていないというのも現状です。ただ、他の自治体でF－R E Iとの協定締結とかぼつぼつ出てきています。双葉町がそれをできるかどうかということよりも、F－R E Iの関係しているいろいろな分野に関して、町として先行的にできているものもありますから、そういったものがF－R E Iと連携して取り組めたらいいのではないかなというふうに考えております。

あとは、中野地区の復興産業拠点、海の近くで、いわゆる津波被災地だというふうなご指摘ありました。これにつきましては、中野地区の皆さんの戻って住むということは、残念ながら津波被災地ということでこれはできないと、そういったことから町として中野の皆さんに協力をいただきまして、約50ヘクタールの土地を一団地事業で取得をさせていただきました。戻ってきて農地を再生させるかという非常にハードルが高くなってしまっているというのも現状だというふうに捉えまして、皆さ

んにご協力をいただき、今現在、双葉町で一番大きい広大な田園地帯がああいう状況に変わってきたということで、少し双葉町の復興の姿というのが徐々に発信できるようになっているのではないかと。ただ、津波被災地というふうな議員ご指摘でしたけれども、海岸防潮堤もたしか7.2メートルから8.2メートルに1メートルかさ上げをしたと、復興産業拠点の底地に関しましては、2メートル盛土しまして、今回、16メートルとも言われている津波に対して、双葉町の産業交流センターの辺では1メートル以下になるというふうなシミュレーションができています。そういった部分で津波対応に関しましては、ある程度対策は講じているというのが現状であります。

そういった中で、すみません、防潮堤が6.2メートルだったものが7.2メートルです。これ先ほどの高さに関しての訂正をさせていただきます。

そういった部分で、企業誘致も今後ますます進めていかななくてはなりませんし、今現在、ここで公表できる状況まで至っておりませんが、また新たな企業が進出する予定であります。これは、しっかりと協定締結が結べる状況になったときには、公表させていただきたいと思っております。ここで言うってしまうのもあれですけども、相当大きな会社が双葉町に進出することになる予定であります。そういった部分では、町民の皆さんに今後乞うご期待というか、そういったことで皆さんに喜んでいただけるような企業が進出するのではないかとこのようにしております。

そういった部分では、今後とも町の復興のためには、復興産業拠点を核にしていろいろな取組というのは続けていく考えでおりますし、議員ご指摘されましたいろいろな連携についても、企業立地協議会がそういうふうなことで取り組んでおりますし、町としてもできる限り協力できるものは協力をしてサポートをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。あと、最後の再々質問というところで、多分社員の皆さんの福利厚生とか、やはり従業員の皆さんの幸せを確保するというところもすごく経営者の皆さん考えていらっしゃると思うので、さっきの1番の質問にもこれ少し循環するのですが、社員の皆さんのいろいろ課題であったりだとか、やっぱり働く世代、結構その子育て世代だったりという方もいらっしゃるのかなと思うので、そういった協議会からも会社の社員さんの課題みたいなところもぜひ吸収しながら、福利、町の施策に反映させていくということもできるのかなと思っていて、その辺りの聞ける範囲、個人情報にもなると思うので、聞ける範囲もあると思うのですが、ぜひ何かそういったところも取り組んでいただけたらと思うのですが、その辺の方針があればぜひお聞かせいただけたらと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まず、協議会で働いている方、企業で働いている方に関しては、住む場所というのは絶対必要条件ですから、これは早急に何とかしなくてはならないということで取り組んでおりました。実は、駅西の災害公営住宅と再生賃貸住宅、本来ですと今年10月に全て完成の予定であり

ました。残念ながらウクライナの紛争であったり半導体の供給不足、建築部材の供給不足ということで7か月遅れてしまい、来年5月ということで、当初の予定から大幅にずれてしまったということが、残念ながらそういったことで対応できると我々考えておりましたものが、ちょっとできなくなってしまったというのは今後の反省点です。来年に向けましては、民間企業でもアパートを建てるというふうなお話も伺っておりますし、町としてアパートを建てるというのはこれ非常にハードル高いので厳しいのですが、そういうふうな誘致も含めてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） これで一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時05分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの山根議員の質問のところで、再質問にお答えしますと言うべきところを再々質問というふうに発言しておりますので、再質問にお答えしますということで訂正を願います。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

なお、菅野博紀君については、本日着座により発言することを許可します。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 改めまして、こんにちは。通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1番、原子力損害賠償について。国から示された中間指針第5次追補を受け、追加賠償の請求が始まっていますが、賠償の金額については、被害者それぞれに違いがあると思っておりますが、町として現状を把握しているのか。把握しているのであれば、これまでにどのような対応をしたのかお伺いいたします。

また、中間指針第5次追補まで示されましたが、最後の指針はいつ頃示されるのか、国や東京電力

と話し合いをしているのかお伺いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたただしですが、原子力損害賠償紛争審査会は、令和4年12月20日付で東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第5次追補を示しました。この中間指針第5次追補等を踏まえ、東京電力は、令和5年1月27日、事故時点における生活の本拠が大熊町及び双葉町等にあった方に対し、過酷避難分として1人当たり30万円、避難費用、日常生活阻害慰謝料として1人当たり100万円などの追加賠償基準を示し、現在基準に基づいた追加賠償の請求が始まっていると聞いております。

賠償の金額について被害者それぞれに違いが生じることについての対応につきましては、去る7月24日の原子力損害賠償紛争審査会現地視察の場において、内田会長に、私と伊藤町議会議長の連名で、継続的に被害者からの意見聴取を行い、被害者の個別事情をしっかりと把握した上で、適時適切な指針の見直しを審議すること、また原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立て件数のうち約8割で和解が成立しており、そのうち個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立していることから、類似した損害については被害者に共通しているものとして取り扱い、東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう指針に確実に反映することなどを申入れました。

被害者の実情に即した賠償の実現につきましては、今後とも東京電力や原子力損害賠償紛争審査会など関係機関に対し、町としてしっかり要望してまいります。

また、最終の指針がいつ頃示されるのか、国や東京電力と町が話し合いをしているかというおただしについては、損害がある限り最後まで賠償するという考えの下、先ほども申し上げました原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書の中で、中間指針における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう見直すことなど、当町の復興など状況に応じた見直しを図るよう、原子力損害賠償紛争審査会に強く要望しているところであります。

今後も東京電力に対しては、損害がある限り最後まで賠償するとの基本的な考えに基づき、被害状況などに即した対応をするよう町として強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

この第5次追補、あと今までの7月24日、内田会長が視察に来られた、いろんな話は聞いております。ただ、これ本当に納得できる賠償ではないと私は感じております。裁判やった人たちがその分金利ってわけじゃないけど、その分もらったりとか、いろいろありますけれども、ここ民主主義の国な

ので、みんなが同じ賠償額ってないと思うのです。ましてや、基準にした、10万円の基準って自賠償ですよね。基準にしたものが13万幾らから10万円になったり、これぜひ、ここで町長にしか質問できないというけれども、要望的に言えば、町長、議長、議会全体で内田さんが来るときに、僕たちも会いたいし意見交換したいです。これ、こんな国でいいのかと、裁判の結果はいろいろ出ています。裁判の結果は絶対かもしれませんが、これ昔の話をすれば、明治維新が起きて明治政府ができました。ロシアの皇太子が日本にやってまいりました。警察官が刺してしまう、軽傷を負わせた。そのときに日本政府は、厳罰を与えるようなあれをしましたが、そのときに裁判官たちは、法律があるのに法律に沿ったことをしなかったら、この国の法律は意味をなさないという、先人たちはこういうことをやっているのです。それが今の世の中、内田会長もそうだと思うのですけれども、まともなことをできないような世の中ではどうしようもないと、別にいっぱいくれとは言っていない。まともきちんとした人間とした扱いをしてほしい。当町町民もそうです。みんな我慢していらっしゃる方が結構いるのです。そこら辺を町としてももっと東電とか国に訴えてほしい。国が中間に入ってきて、わけの分からないことをやったのでは、日本の国自体が民主主義の根幹にもう全然、おかしいと思うので、そこら辺をお願いします。

あと、ちょっと賠償なのですけれども、町の賠償でちらっと先ほどお話ししました。分かっているのです。内容は分かっているのです。もう賠償はある程度いただいている、施設に対してね。だけれども、公共事業に関しては、僕は再取得価格だと思う。今いただいている町の例えば役場庁舎ありますよね。あそこの賠償は幾らだか分からない、あそこ単品だと幾らだか分からない。全体的には192億円だったと、そのうちの一部はもらっていますよね。だけれども、物価上昇と、あと先ほど町長が言ったウクライナ紛争の要因とか材料の高騰とかそういうもので、入ってこないだけではなくて値段も上がっているのです。そういうものに対してはやっぱり再取得価格という、公共事業とかそういうのも、公共事業ではないかもしれないですけれども、特別な事情がある、これは。お金をもらった、賠償してもらったらそこに建てられるかという、建てられる時期じゃないですよ。いまだかつてちゃんと建てられないし、10年前に2,000万円で建てたうちとは、大体今大体倍以上だと思います。だから、そこら辺も世の中の流れというのはもうこれ致し方ないので、東京電力と今後は本当にちゃんとしたチームなりなんなりをつくって交渉していただきたい、町の分の賠償もね。それで、それをしないと、多分もらった賠償では役場庁舎も何にも施設は造れないと思うので、その辺もお頼みしたいです。

あと、町民の分で、何で最終指針かと私言ったのは、結局、最終指針というのを出さないのだったら、一番最初のお約束で、今は被害者がいっぱいいるので、取りあえずのお金を賠償しますって、僕は文部科学省に電話して聞いています。もうある程度落ちついた時点で、ちゃんとした精算をするべきなのではないのかなと、被害が続くまでって言いますがけれども、これ本当に東京電力さんは払う気はないので、納得するように説明しますと言われて、納得していないのですけれどもと言っても払っ

てはくれません。それで、どうするかというとあと放っておくのです。放っておくというのもおかしいですね。今回の130万円の件もそう、本当は6月いっぱいまでにはみんなにもう配れるように、全部書類は出します、出していないのです。できないことを言う。そういうのはちょっとうまくないので、町としてもペナルティなりなんなりをそろそろ町長も与えなくてはまずいと思うのです。何でもいいよいいよでは町民も苦しむし、やっぱり町民を守るのが町の役目なので、そこら辺どういうふうにお考えかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、精神賠償の10万円のいきさつ、これは私も存じ上げています。1日4,000円で1か月掛ける30で12万円のやつを端数をカットして10万円と、その賠償に関しまして、今回、見直しがかかったというのは、平成29年3月までの部分だったのが、平成30年、1年延びたと、そういったことで、この部分が過酷避難分として1人当たり30万円、避難費用日常生活障害慰謝料が1人100万円ということで追加されたと、その件に関しましてこれ民事訴訟で福島原発被災原告団、この人たちが民事裁判を東京電力とやって、最終的に最高裁が棄却をしたことによって、高裁の判決が確定したことによって、今回のこのようなことが行われたということは、あまり皆さん知られていないと思いますけれども、まさにそれがベースになっていると思います。

その時点で我々は、昨年3月、議会と連名で東京電力復興本社の代表を呼びまして、即座に水平展開をするようにと、そういったような動きが県内の被災自治体の中で連動し、県もそういう対応をしたことによって確定してきたという事実であると思っています。

そういったことで、被災をされた住民の皆さんに幾ばくかの賠償が追加されたという点では、これ喜ばしいことだと、ただし町としては、今回の賠償の5次追補の部分というのは、平成30年分までです。双葉町はどうだったのかというと、一応ベースになるのが昨年の8月30日です、避難指示解除。令和4年8月30日、これも一部区域ですけれども、特定復興再生拠点区域555ヘクタール、こちらのエリアが昨年避難指示解除されたと、令和4年8月30日。ですので、最低でも平成30年の賠償の期間ではなくて、令和4年8月30日まではこれやるべきではないかということ町は既に申入れしております。これは、被害実情・被害実態、個人の被害の状況に応じて東京電力は被災者に寄り添って丁寧に賠償の取組をしますということをうたっているわけですから、当然の権利だと思っています。町としては、これを東京電力にしっかりと議会と連携をしながら取り組んでいくという姿勢には変わりありません。

そういったような考えであるということをもまずご理解いただきたいということと、賠償の考え方、今年ではなくて、一昨年、一昨年かその前かもしれません。ちょっと私の記憶がはっきりしていないのですが、前回、原子力損害賠償紛争審査会の内田会長が双葉町に来られました。その折に、いわゆる賠償の基準がちょっとおかしいのではないですかと、当時の佐々木議長と私で、忘れもしま

せんけれども、産業交流センターの大会議室で話をしました。その折に、内田会長は、原陪審の委員の中で皆さんに出した賠償が高いという意見も出ているのですよと、そういう発言がありました。私と当時の佐々木議長は、怒りに体を震わせながら、何を言っているのですかと、これ最低限の賠償ということをやっているのに、賠償を出し過ぎだという話、原陪審の委員から出ること自体がおかしいでしょうと、我々はさらなる追加賠償ということで、これは最低限なのだから、これではなくてちゃんとした賠償をやってくれてあなた方に訴えている立場として非常に不信感を覚えると。見直しをするように、当時の佐々木議長と私と強く原陪審の内田会長に申入れしました。ところが、何と原陪審の委員の皆さんで協議をして見直しはしませんという話であれば、納得はできないですけども、理解はできる状況であったと思います。その場でメディアのぶら下がり取材で、見直しをする気はありませんというふうな発言がありました。非常に私は、原陪審に不信感を持ったのはそのときであります。

今年も原陪審の内田会長以下委員の皆さんも来られました。その話をさせていただきました。非常に内田会長は嫌な顔をしながら聞いておりましたけれども、でも事実は事実ですから、我々はしっかりとその要望・要求をしたことに関して、真摯に受け取って対応していただかなければならないものを、その場で否定するというふうな話は非常に原子力損害賠償紛争審査会に不信感を我々は感じる一番の要因になったというふうに考えています。

そういったことで今年も来られたときに、しっかりとその件の話をさせていただきましたが、残念ながらぬかにくぎとか言いますか、一向にその考えを改める気がないような感じを受けました。

去年はどうだったかという、一昨年、もっと前かもしれませんけれども、佐々木議長と私が強硬に何を言っているのだ、そういう話をしたことで双葉町はスルーされました。ほかのあまり厳しいことを言わない自治体のところは、原陪審が回っていきました。双葉町には回らず、我々の意見を聞く機会もなく、我々が意見を言う機会もなく、そういうふうなことになってしまったと、そういったような被災者に寄り添ってしっかりと対応しなくてはならない組織であるべきものが、そういうことではないということを、今日わざとこの場で披露させていただいております。

これ住民の皆さんにもこれゆゆしき問題だということをしかりと把握をして、町もしっかりとこの取組はしていく考えでおりますが、非常に厳しい状況であるということは間違いもありません。でも、我々は諦めることなく、これは我々の被害実情に合ったものとは言える賠償ではないというのを認識しておりますから、しっかりと取り組んでいくということは少なくともやっていくと、これは議会も同じ考えでありますので、議会と連携してしっかりと取り組むと、そういう考えであります。

この見直しに関しては非常にハードル高いと思っています。ですが、我々の言っていることが不当要求であるのかというと、私は決して不当要求でも何でもないと思っています。正当な要求だと思っているものを正当に評価をして判断をしていただくというのは、これ我々の今置かれている立場としては当然のことだと思っていますので、町民の皆さんも議会の皆さんもしっかりとその部分は連携し

て取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、答えにはなっていないかもしれませんがけれども、この答弁でお許しいただきたいと思っております。

公共施設に関しましては、先ほど事務方のほうに町で東京電力に損害賠償請求したのは192億円、まさに同じです。結果どうだったかという、今さっと確認をしましたら109億円、約90億円請求したのに対しては少ないと、それでいいかどうかというよりも、その評価の仕方がどうしてもそういうふうな評価になってしまったということは認識しております。それで納得しているかという、納得しているわけではありませんし、物価のスライドによって賠償が変わるということはそのときの減価償却評価の値段ですので致し方ないというふうな考え方と、しかしこの避難指示解除に向けて時間がたったことに関して、いろいろな公共施設も含めて住民の皆さんの建物がどうしても震災前の建築単価よりも約倍になるぐらいの値段の高騰ということは、当然判断をしていかななくてはならないだろうと。これは、原賠審や東京電力、国に要求しているものではないのですけれども、実はその建築単価のいわゆる高騰による差額の対応というものは、実は町として復興庁のほうに要望を出しております。震災前、例えば坪50万円でできた家が今回100万円以上になっています。とてもとても建てることは不可能です。それぞれ皆さんが避難先で自宅を再建している状況で、ではもう一軒建てますかと言ったら、もう全然底をついて非常に厳しいだろうと、そういったものに関して、我々は無理な要求をしているつもりはないのですと、ただ国は帰還を促進するというふうなことにカジを切っているわけですから、住民に戻ってくださいということも国も言っています。我々も言っていますけれども。そうしたときに戻ろうとする人たちがどうしても経済的に負担が強過ぎる、負担が大き過ぎる、その部分の差額に関して何とかならないかと、当然、建てるものは自分のものですから、自己資金で建てなくてはならないのですけれども、その物価高騰はこれは賠償としても判断できないのであれば、いわゆる復興庁のスキームで何とか検討できないかという話は、渡辺復興大臣には既に申入れしております。そういった部分で何か動きが出てくるのではないかというふうな期待をしています。これは、賠償とは違った取組として町としてやっています。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ありがとうございます。再々質問に入らせてもらいます。

これからも本当実際、個人賠償に関しましても議会、町、本当一丸となってやっていかななくてはならないと思っております。ましてや、内田会長とか原子力損害賠償紛争審査会の委員の方々、一般常識のある方になってほしい。僕は、今ずっといろんなものが、5次追補まで出てきて、まともな人もいるのかなと思ったけれども、実際に言ったら、国が補助している大学の教授とか、そういうような人では駄目だと思うのだよね。ちゃんと一般常識が分かる人、日本の法律というのは一般常識と比例しています。そういうのが分かる人にやってほしいなど。会ったときにはないので分かりませんが、人の気持ちが分からないと、多分この委員の方々自身がやられると多分騒ぐのです。騒ぐくせに人のことはどうでもいいような感じの人が国の委員として選任されること自体が僕は大変遺憾だと思って

います。ぜひとも、議長、これ、議会と全協を一緒にやってほしいなど、これは要望します。本当は町も一緒に入ってもらって、言うことを言いたいなと思います。それは要望します。

あと、公共施設の件なのですが、これは前からずっと思っていることなのですが、物価高騰がどうしようもないので、これによって迷惑、万が一建てて何かするときにお金がないということは、町民に結局はツケが回るのです。だから、これはちゃんと国とも話してもらって、国の命令において、例えば東京電力に役場庁舎を造るときに、我々のこれは予算ありますよね、そのときの。同じような建物を建てるときに、その分は寄附してもらおうようにするか、それを建てて寄附してもらおうようにするか、というのは当たり前なのです。人の物を壊したらちゃんと直して返すか、新しくして返すというのは当たり前なので、そういう方向に検討をお願いします。それで、1つ目の原子力損害賠償については終わります。

2番のALPS処理水の海洋放出について。福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水を処理し海洋放出すると報道されていますが、地元である双葉町の意見がないように思います。町として町民の同意もないままでいいのか、風評被害だけではなく海洋放出により帰還を諦める方々も出てくると思いますが、その対応は町としてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

また、風評被害だけでなく実害に対する対応の話がないのはなぜなのか、町として国や東電と話し合っているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、ALPS処理水の海洋放出について。ALPS処理水の海洋放出についてのおただしですが、ALPS処理水の取扱いに当たっては、これまで関係者への丁寧な説明や情報発信の充実強化、万全な風評対策に責任を持って取り組むことを繰り返し強く求めてきたところ、8月22日、福島県庁において、内堀福島県知事と吉田大熊町長と私とで、西村経済産業大臣からALPS処理水の海洋放出について説明を受けました。

内容については、安全性の確保について、IAEAの包括報告書において海洋放出に対する取組や活動が国際安全基準に合致し、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどであるとの結論であったこと、また放出前だけではなく、放出している最中、放出後も長期にわたってIAEAが福島第一原発に常駐し、チェックを受けながら国と東電が責任を持って安全性を確保していくこと。

風評対策について、放出に伴う輸入規制の強化が行われないよう、また現行の規制も早期に撤廃されるよう、政府一丸となって取り組むこと。さらに、万が一の風評影響に備えた対応としては、風評対策・なりわい継続支援策を講じていることなど、説明を受けました。

特に西村経済産業大臣からは、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで、全責任を持って取り組むことを閣僚会議で確認したとの発言がありました。これを受けて、私と内堀福島県知事、吉田大熊町長と連名で、西村経済産業大臣宛てに、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS

処理水の海洋放出に係る要望書」を手交いたしました。

内容といたしましては、まずALPS処理水の海洋放出に当たり、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じ、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うことを要望いたしました。

次に、ALPS処理水の取扱いについては、長期間にわたる取組が必要であることから、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うことを要望いたしました。

また、ALPS処理水の海洋放出により新たな風評を発生させないよう、農林水産業はもとより、観光業をはじめとした県内の幅広い業種に対する万全な風評対策に責任を持って取り組むことや、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応することを要望いたしました。そのほか、汚染水発生量のさらなる低減や処理技術の継続的な検討を要望したところです。

さらに私から、個別に、昨年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除となり、ようやく住民の帰還・復興がスタートしたが、多くの町民がまだまだ長期の避難生活を強いられている状況を申し上げた上で、町として、海洋放出に伴い町民の帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げにならないかの懸念を示し、国においては、処理水の問題について前面に立ち、政府一丸となって地元へ寄り添いながら最後まで責任を持って、万全な対策を講じるよう申し上げたところです。

また、同日、同じく内堀福島県知事、吉田大熊町長と連名で、東京電力ホールディングス株式会社の小早川代表執行役社長に対し、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に係る申入れ」を行い、私のほうからは、特にALPS処理水の海洋放出、さらには福島第一原子力発電所の廃炉作業について、安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラー等が発生しないよう万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、地元へ寄り添いながら最後まで責任を持って、万全な対策を講じるよう申入れたところであります。

議員おただしの海洋放出により帰還を諦める方々も出てくると思うが、町としての対応はということについては、まずは町の復興には廃炉を安全かつ確実に進めなければならないこと、そのためには福島第一原子力発電所構内で保管しているタンクの問題を解決しなければならないこと、このまま発電所構内にタンクが保管され続け、双葉町がまた犠牲になることはあってはならないことだと考えております。

ALPS処理水の海洋放出については、8月22日の要望でも、町民の帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げにならないよう、処理水の問題について前面に立ち、一丸となって地元へ寄り添いながら、最後まで責任を持って万全な対策を講じるよう国及び東京電力には申入れしているところですし、

特に国に対しては、西村経済産業大臣の発言にありましたとおり、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むことを貫徹いただくよう、今後とも要望する考えです。

また、風評被害だけではなく実害に対する対応については、安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラー等が発生したときの対応ということだと認識しておりますが、繰り返しになりますが、8月22日の要望書などで述べましたように、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じることや、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するよう申入れたところです。今後とも、議員ご指摘の町に対する実害があった場合は、放出停止などの措置を迅速かつ確実に取るよう国及び東京電力に強く訴えてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

町長、今までずっとこの12年何か月間か、国、東京電力がちゃんとやっていたかという、何にもやっていないのです。国も責任取ると言っていて、いざ賠償の件になると知らないとか、ましてやさっき言った内田さんたちみたいな委員を選定したりとか、いいでしょうって、払うことないでしょうとか、東京電力に至っては、会長、今の会長なんか双葉町に、町民の前に顔出しましたか、頭下げていないですよ。僕、何回も言いました。本人に言いましたよね、ちゃんと。忙しいって。おまえ何やったところの会社の社長なのだと。そんな人たちに、僕は信用できないです。水処理に関しては反対ではないです。やっている人たちが信用できないから反対なのです。この人たちは絶対に約束は守らない。西村大臣もそう、町民の前に出てきて、ちゃんとSPもつけないで、そのくらいの約束したらいいではないですか。これ、ただただ町長に責任を押しつけているだけです。東電の社長も大臣もそう、いようなことを言っていて、ちゃんと国民の前に何も言えないような大臣と東京電力の社長はどうしようもないですよ。ましてや、この水問題、タンクは当町にあるわけではないのです。当町にはタンクはないのです。水もない。それを何で地下掘ってわざわざ双葉町に持ってきて、通して、双葉町の海に放出しなくてはならないのか。それも考えれば、ちゃんとやってくれば、しょうがない、どこかが犠牲にならなくてはならないというのは、やっぱり民主主義の根幹です。誰かが我慢して、だけれどもリスクは、された分はちゃんとするよって、補償するよというのが普通です。だけれども、その基本的なことをやっていないですよ、これ。

町長、普通であれば、これALPSの水を放出するというのはすごい重大なことなのです。下手すれば本当に、町民の意見も聞くために、賛成か反対か投票しなくてはならないような重大事項だと。それを町長、2日前に呼ばれて言われて、これ失礼としか言いようないではないですか。一国の経済産業省の大臣がやることですか。それって押しつけなのです、僕から言うと。こちらはちゃんと真摯に対応しても、いろんなものが対応していないのです。国は責任取ります。今まで無責任に言っていて、何を言っているのだって、県知事だってそうです。人ごとではないですか。双葉町に何かあったときは、一番最初来るのですよ、普通。ここの竣工式とかそういうときに来ましたか。来ていない

ですよ。県内で一番大変なところはどうかというのは、内堀知事でも分かるのではないですか。そういう人たちに対応してもらいよりも、ちゃんと約束守らないのだったら、ペーパーで、法律、条例ではもう信用できない、国は。この前来たとき私言いましたよね。いなかったのだ。議会と全協をやったときに、信用できないと。法律でちゃんとします。あんたら法律変えるじゃないって、今までやってきているでしょうって。ペーパーで、ちゃんと大臣なり内閣総理大臣の判子をつけてもらって、これはちゃんとやりますよというものをちゃんともらわないと、ただただ今まで損していると思うのですよね。この水問題なんか、双葉町はタンクもなければ水もない。それが何で双葉町の海なの。ましてや、風評被害だって言いますが、実害出ているのです。みんなに納得してやりますよと言っているけれども、国民にも納得得るような時間を与えない。それどころか中国、国際問題になっている。中国が悪いようなことを言っているけれども、実際に納得するような説明していないでしょうと、どっちが悪いのと言ったら、やったもの勝ちになってしまいます。

僕は、メディア操作、メディアの方々は風評風評と言っていますけれども、実際に実害で御飯食べられなくなっているところも出ているのですよ。輸出するものが全部輸出できなくなったとか、そういうものに対して、もう東京電力が賠償の検討に入りましたか、入っていないですよ。国は、そういうふうにさせましたか、やっていないのです。結局は、泣くのは地元の人間とそういう関わった人なのです。そこを速やかにやるのだったら分かりますけれども、ちゃんとした体制ができない東京電力と国に、はいそうですかというのは預けられないと思うのですけれども、町長のお考えでペーパーで、紙として、双葉町に対して実害並びに風評被害があったとき、直ちに補償するというような、多分、契約書というかそういうのは取れないと思うのですけれども、そのくらいの強い何かがないと、今までと同じなのです。町長言っている、本当に、廃炉は分かるのですよ。廃炉もやらなくてはならないのは分かるのだけれども、あんな会社に任せて大丈夫なのですか。だって、放射能まだ出ているのですよ。除染しても戻っているところはいっぱいあるのですよ。それはそうでしょう。放射能が出ているのに除染してもまた汚れるのは当たり前ではないですか。そういうようなことをやっている会社に、ちょっと申入れというか、やっぱりもっと全協なりなんなりで当たらなくては駄目だと思うのです。町長、どういうふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、放射線の問題、最後に言っていましたけれども、これは私も確認して、年に何度か東京電力の構内に入っていますし、東京電力のエリア内は間違いなく線量は下がっています。これは、1マイクロシーベルト以下になっているというのも確認しておりますし、0.幾つというのは具体的にはちょっと記憶にはないので、その部分は間違いなく線量は下がっていると。構内のいわゆる管理区域以外の部分は、ほとんどこの服装で入っても問題のないということは、これは事実であります。そこはしっかりと東京電力の廃炉の取組というのは認めてあげなくてはならないと思っています。

一方で、問題がないかという問題は起きています。これは、基本的に、そのときそのときに東京電力によく申入れしておりますけれども、全部とは言えませんけれども、まずヒューマンエラーが多いのではないかと、これはやっぱり人間がやるものですから、完璧というのではないのかもしれませんが、でもこれ問題あるようなことはあってはならないというのは、常々申入れしております。この部分でしっかりと今回のALPS処理水の海洋放出に関しては、緊張感を持って、これ長い期間、30年以上かかると言われています、この放出も。そういった中で、ずっと緊張を維持するというのは非常に大変な作業であるというふうに我々も認識しておりますし、東京電力にはその旨しっかりと申入れしております。緊張感を持ってヒューマンエラーのないようにやると。もしトラブルが起きたときどうするのだと、これはもういち早く、我々、県、大熊町と連携して放出のストップというのは、当然我々に課された権利であり責任だというふうに感じておりますから、その対応をします。

いろいろな問題がと言いながら、起きるでしょうという話で、起きてはならないのですけれども、起きることは考えなくてはならないと。そうしたときにどうするかというのは、これは西村経済産業大臣だけではなくて、岸田総理もこのALPS処理水の放出に関しては、国が全責任を持って、そういう言葉を使っています。全責任、これは信用しているわけではありませんけれども、私は、今現在、双葉町の執行権者として、その立場にある人間として、もしそういうふうな問題が起きたときには、私が先頭に立って問題の提起と問題解決のための取組というのはやる考えであります。どうしてもそのときそのとき人が代わってしまうと、忘れ去られてしまう問題がちょっと多いような感じをしております。そういった部分では、いいのか悪いのか分かりませんが、私が継続させてもらっているということは、ある程度、時代の証人になるのかなと。そういったことで、国には強く申入れできる立場にあると感じておりますし、やるべきことはやると。ペーパーで、文書で取り交わすということは今までかつて慣例的にはない。そういったことも我々もいろいろ取組をしましたが、いまだかつてペーパーでそういったものの確約書とか、そういったものをもらったということは1回もありません。それができないというのは認識しているので、だとすれば、私がいることが証人になるだろうと、そういったことのその場にいることによって、あなたたちこういうときこういうこと言ったでしょうと、それをやらないのだったら、これはおかしいのではないかとというふうに言える立場であると、これは内堀知事も大熊の吉田町長も同じ立場だと思います。我々がしっかりとそういうふうなトラブルがあったときに発信をする、さらには要求・要望するということが大切だというふうに認識として捉えております。

我々としては、今後そういうような問題が起きないように常々監視の目を光らして、東京電力、さらには国にはそういうふうな行動を起こしていくことが大切なのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長の言っていることはすごく分かるのですけれども、今後はもっと厳しい

目で、まず間違いなくやりますよ、東電は。本当に、分かっている隠す会社なので、何でもそうです。逆に言うと、責任の前に無がつくような会社だと思うのです。本当に責任は取れない会社なので、そこら辺も含めて今後目を光らせるのは大事だと思います。

あと町長、町長も寿命ってあるので、この復興は何十年、何百年ってかかると思います。生き証人であるのには、多分あと100年生きてもらわなくてはならない。100年生きるのは大変なので、やっぱり何かそういう記録みたいのを残すことを考えないと、これから本当国とか東電とかのやり方には非常にもう不安があるので、そういうことも検討してください。

あと、今後、東京電力に対しての対応は、賠償に関してもこの町の復興に対してももっと厳しい目で見ていきたいと思います。

あと、議会とか町民の皆さんにも理解が及ぶような賠償補償、東京電力との交渉、例えば全協も、町と議会が入ったときにそれをライブで流して町民に見てもらって、内田さんでも見に来てもらってやりましょうよ。そういうことを言う人が本当に大学教授でいいのか、あなたが経験しているのか。経験もしていない人に言われたくないというのが僕の意見なので、今後、よろしくお願いします。何かご意見があれば。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、原賠審の皆さんが来て、議員の皆さん全員とそういうふうな意見交換をしたときに、ライブで流すと、そういうふうな機会がありましたらぜひ私もやりたいと思います。さらには、つけ加えさせていただきますと、この一般質問も実はライブで配信しております。町民の皆さんが見る気があれば見ていただける現状になっていますし、今もこの映像は流れているはずですが。残念ながら、私も確認するのですが、議会の全員協議会、議会の一般質問は意外と視聴者は多いのですけれども、大体100からせいぜい200ぐらいです。これが非常に私にとっては残念です。町民の皆さんがやっぱり人ごとのようになってきているのではないかというちょっと不安を持っています。一人一人の皆さんが自覚を持って、この置かれている立場をやっぱり真剣に考えるというのはこれ必要ですし、やっていただかないと、幾ら町が、議会がといっても、町民皆さんの総意で我々は動かなくてはならないわけですから、町民の皆さんにも関心を持っていただいて、行動する、そういうことが必要だと思います。

町として要望している今回の賠償の、ちょっと話それてすみませんけれども、平成30年までの賠償の取組というのは、町は納得していないと、これはもう既に原賠審にも東京電力にも申入れしております。なぜかという、双葉町が初めて人が戻れるようになったのは、令和4年8月30日です。何年間も苦勞している町民の皆さんが救われないことがあってはならないと思います。そのことについては、議会としっかり連携をして取り組んでいきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの菅野議員の一般質問の時に、答弁の中で、東京電力の管理区域という言葉を使いました。私の認識では、原子力発電所の格納容器のエリア近くとそれ以外というふうに感覚を持っていましたけれども、東京電力の構内全てが管理区域だということが確認できましたので、訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） こんにちは。6番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しております通告書に基づいて、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目です。特定帰還居住区域復興再生計画について。政府は、2023年6月2日に改正福島復興再生特措法により、帰還困難区域において2020年代に希望者が帰還できるよう、特定帰還居住区域制度を創設いたしました。まずは、特定復興再生拠点区域から分断された町内の下長塚行政区と三字行政区の一部を先行除染をし、本格除染のモデルとするそうです。

そこで、先行除染の時期と、また特定帰還居住区域復興再生計画の内容について、課題と今後のスケジュールについて伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、特定帰還居住区域復興再生計画について。特定帰還居住区域復興再生計画についてのおただしですが、福島復興再生特別措置法につきましては、平成29年の改正により、帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点となる特定復興再生拠点区域が設定できる制度が創設され、双葉町においても双葉駅を中心とした約555ヘクタールを特定復興再生拠点区域と定め、当該区

域の除染、インフラ整備等避難指示解除のための3要件を満たすことなど取組を進めた結果、令和4年8月30日に避難指示が解除され、町民の居住が可能となりました。

一方で、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点及び中間貯蔵施設区域を除く区域については、長らく避難指示解除に向けた方針が定まっておりましたが、令和3年8月に「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を進める」との政府方針が示され、議員ご指摘の令和5年6月、福島復興再生特別措置法の一部改正により、帰還困難区域の避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す特定帰還居住区域を設定できる制度が創設されました。

双葉町及び大熊町につきましては、他の自治体に先んじて一部先行的に特定帰還居住区域の取組を進めることとなり、国と共同で実施しました意向調査の結果や、行政区の分断解消など要望があったことなどを踏まえ、先行区域として下長塚行政区及び三字行政区を選定させていただきました。

議員おただしの先行除染の時期につきましては、国側から双葉町及び大熊町の先行除染は年度内着手を目指している旨の発言があり、また令和5年度に除染に対する予算措置もされていることから、特定帰還居住区域復興再生計画について、今後、県との協議等を踏まえ、国の認定を受けることとなりますが、計画認定後、今年度中に除染に着手できるよう国と連携しながら対応してまいります。

また、課題につきましては、帰還困難区域の住民の方が12年半経過した現在でもご自宅に帰ることができない現状があるということに尽きると考えております。このことを踏まえて、2024年度に開始する方針の本格除染に向けて、先行除染区域外の帰還困難区域についても国や関係機関と連携しながら、できる限り早期に特定帰還居住区域復興再生計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

町としては、引き続き町域全域の避難指示解除に向けて国に求めていくとともに、特定帰還居住区域制度の取組を着実に進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。繰り返しますけれども、特に特定復興再生拠点区域から外れた区域、同じ行政区からこれ分断されている地域をということで、これは前からこの件については、一般質問でも私申し上げていましたし、町としても国のほうとは協議していた案件だというふうに思っています。

国の当初予算で双葉の2地域に対する先行除染ということで、60億円、これ大熊も入るわけですが、60億円の予算が計上されていたわけです。これいつ執行するのかなと思って、ずっと待っていたのですが、これはあくまでも私は拠点区域から外れた、分断された地区の除染を今回の特定帰還居住区域を待たずに、もう先行的にこれは復興拠点の延長というような形で、これ60億円を消化するのかなというふうに思っていたのです。ところが、今度制度化した特定帰還居住区域に組み込まれて進めるという、町からもこの間の全協でのお答えだったのですが、どうもこの辺は、国のやり方も町の考えもちよっと納得いかないところで、今さらどうのこうのということではないのですけれども、なぜこの早く、その分断された三字地区と下長塚地区を先行的に始まらないのかと。時

期的には、今年度内に着工というようなことで、今年度というのはあともう5か月ぐらいしかないのです。その中で件数にすると、下長塚、三字地区、大体40件ぐらい、40件ないですかね。その家屋解体、除染というふうになるのですけれども、その辺は国のほうにも言っているかと思うのですけれども、まずはいずれにしても、この先行除染、モデル除染がどういうふうにされていくのか。住民の皆さんの要望に応えるようなそういう除染になっていくのか。宅地、農地、そして森林除染、家屋解体、インフラ整備、これが来年度から始まる特定帰還居住区域の2020年代をかけたの除染の目安になるのかなと、まさしくモデルになるのかなというふうに思うので、この両地区の整備はしっかりとこれやるべきではないのかなと。ここを面的にやらないと、これ、その後の帰還困難区域、多く残されていますから、80%近くの帰還困難区域が本当に住民に寄り添った面的な除染がされるのかどうかということがこれ心配されるわけです。その辺、町は面的な除染を要望しているとは言っても、何せ広大な土地なので、その辺、これモデルというふうなことなので、どのようにこれから面的な除染をまず進めていくのか、そこをちょっとお答えをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今回の三字行政区と下長塚行政区、こちらは我々も今回の特定復興再生拠点区域555ヘクタールの避難指示解除に向けてのいろいろな除染であったり解体であったりインフラの整備、これを目の当たりにしまして、やはり行政区の分断というのをやっぱりどうしてもこれは次はあってはならないというのを思っていました。今回の特定復興再生拠点区域では、どうしても分断というか、除染が全て行き渡っていない三字行政区、下長塚行政区、さらには羽鳥行政区も分断になっているのです。羽鳥も今回我々としては申入れしているのですけれども、どうしてもその60億円の予算の中で足りないというか、予算的に対応できないということになるので、次の機会にというふうな考えではおります。

一番問題は、戻ってくる住民の皆さんが納得できる除染なのかどうかということだと思います。三字と下長塚行政区に関しましては、まさに面的な除染、これは何度も国、政府与党にも申入れしております。現地視察で自由民主党の東日本大震災復興加速化本部長の額賀福志郎先生が来られたときにも、何度もこの三字の目畑地区見てもらったのですけれども、先生こういうことですよと、昔、目畑の沢の中で隣と前と、北と南です。あの端々から声をかけ合ってもできるぐらいの距離感だったものが、いわゆる原生林化してももう前が、向こう側が見えないと。線の除染で道路プラス住宅だけだったら、もう全然これ戻ってくる人たちがいなくなりますからね、目畑の中に入っていただいて何か所か見ていただきました。だから、我々言っているのはこういうことですよと。いわゆる農地も含めてやらなければ何の意味もなしないと、そういった部分で、三字の中の目畑と下長塚もそういうふうなことを見ていただき、さらには渡辺復興大臣、竹谷復興副大臣も現地視察に来られた折にその旨の話をさせていただきました。大臣も額賀本部長もご理解をいただいて、今回、面的な除染ということで、議員の皆さんには事前にその絵といいますか、中身についてはご説明をさせていただいておりますけ

れども、そういった部分で戻ってくる人たちが不安にならないように、しっかりと線の除染ではなくて面の除染ということで、今回、国としては対応していただけるというふうに考えております。

ただ、山林の除染、これは今まで先行的に避難指示解除した自治体全てが、いわゆる住居があることによっては20メートル除染、20メートルルールということは、これは同じです。双葉だけが先に先行避難指示解除したほかの自治体が20メートルだったのを40メートルとか100メートルということはあり得ません。これどうしても公平公正の観点から、双葉も同じ20メートルというルールを適用されるというふうに認識しております。町としては、しっかりと線量を下げることと、戻ってくる住民の皆さんが不安にならないような線量の低減、生活するためのインフラの整備、これはしっかりと注目をして、国の取組をしっかりとチェックしていきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。森林の除染の話ありましたけれども、均一に宅地から20メートル、今回の先行も残された帰還困難区域ほとんど皆さん山背負っているのではないですか、そういうところが多いと思います。ですから、山の地目というか地番によって山林除染もするなんていうような話も聞いていて、ですから均一に20メートルではなくて、30メートル近くまで行くところとか、20メートルを下回るところかというそのランダムに、凹凸な山林除染になるなんていうような話もちよっと聞いているのですが、山林除染、やっぱり皆さん心配しているかと思うのです。何せ山背負っているので、帰還するにしても。その辺のところをちよっとまた調べてお答え後ほどお願いしたいというふうに思うのですが。

いずれにしても、繰り返しますけれども、特定復興再生拠点区域は555の面積で、特定した面的に復興を再生した区域だったわけですがけれども、この特定帰還居住区域は、残された帰還困難区域の中で、地域を再生するのではなくて、希望する居住区域だけを再生するというような、読んで字のごとくというような、そういうような感じがするのです。ですから、生活圈ってやっぱり広いもので、自分の居住するところだけを除染されたのでは、これは心配で生活できないというそういう説明会でもそういったご意見も出ているかというふうに思うのですけれども、面的面的ってどれが面的なのかって曖昧な感じもするのです。その辺、計画の中ではどういうふうに知らされているのかお聞きしたいということと、町長の言うように、課題はこの12年が過ぎているわけですよ。やっぱり帰還したくても帰還できない事情を皆さん抱えております。希望する方も希望できない方も同等の対応をすることがこれ国の責任ではないかというふうに思います。

ですから、行政区の分断、羽鳥地区も分断されているところもあります。計画の中で、どのように先行的に来年度から始まるのかどうか分かりませんが、まずは特通、これも前から言っているのですが、特通のところ、288から鴻草新山線とか、住居が固まっているところ、交通の往来が激しいところ、そういうところからやっぱり先行的に除染、家屋解体を段階的にしていくべきなのかなと、その辺のところも計画に記されているのか。いずれにしても特定帰還居住区域の復興再生計画がまた

その地域の分断を呼び起こさないような計画にしていきたいというふうに思っていますけれども、お答えお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、山林除染の20メートルルール、これは我々今現在国のほうから説明を受けているのは、従前と同じ20メートルと、広くなったり浅くなったりということはないそうです。20メートルということは変わらずということで聞いております。

あとは、今回、三字行政区の目埒と下長塚行政区の福田埒、あそこの除染に関しては、面的除染の意味というのは、帰還を希望する人たちが戻って生活できる、いわゆる生活のエリアという言い方ではしてありますけれども、では片やこちらに帰還希望します。この距離感でこっちは帰還を希望しません。では、ここまでしかやりませんということではなくて、やはり生活圏というのは、帰還を希望しないからそこやらないのではなくて、面的にやっていかななくてはならないので、我々としては虫食いにならないように、まだらにならないように帰還を希望する人だけのところのエリアを除染するのではなくて、しっかりと面的に全部除染を申入れをしておりますし、今回、国から説明を受けているものはしっかりと虫食いまだらになっていないような面的な除染になるというふうに確認しております。

あと、議員からおただしの特別通過交通、これ双葉町も288号線、山麓線、あと新山鴻草線、特に、こういったところが特別通過交通になっております。これに関しても国と協議を継続しておりまして、これを何とかやってもらえないかと、来年度以降の国との協議の中で、いわゆる帰還居住区域の計画の認定とは別に特別通過交通、この部分は除染として対応すると、そういうふうな今交渉しております。ですので、山麓線のほうはあまりないですけれども、288号線、新山鴻草線、こちらの道路は単純に言うと20メートルルールの考え方からすると住居がひっかかってきます。そういったところも解体であったり除染の対象になるというふうに私らは思っています。その部分では、特定帰還居住区域とは別の取組になりますけれども、対応がある程度進むのではないかとというふうに思っています。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時38分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問の中で、特定帰還居住区域プラス特別通過交通、これやるのは一緒なのですけれども、計画の中に含まれて一緒にやるということで、計画に位置づけてやると、そこをちょっと発言の間違ひがありましたので訂正させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） この計画が公平公正に分断の起きないようにお願いしたいと思います。

では、2番に移ります。廃炉と復興の両立について。東京電力福島第一原子力発電所に貯まり続けるALPS処理水の海洋放出計画が去る8月24日に実施されました。廃炉と復興を両立させるためには、ALPS処理水の処分は大前提であります。しかしながら、漁業者等を含む福島県民への風評被害の影響など、安全安心に対して懸念されます。処分を急ぐことで風評被害を拡大させ、復興を停滞させることがあってはなりません。

そこで、原子力発電所立地町として今後どのような対応をしていくのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、廃炉と復興の両立について。廃炉と復興の両立についてのおたただしですが、福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出につきましては、8月24日午後1時3分に海洋放出が開始され、同日午後2時33分、現場に異常がないことが確認されたことを認識しております。

議員おただしの原子力発電所立地町として今後どのように対応していくかにつきましては、8月22日、西村経済産業大臣及び東京電力ホールディングス株式会社の小早川代表執行役社長に対し要望、申し入れたとおり、国に対しては、海洋放出に伴い町民の帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げにならないよう、処理水の問題について前面に立ち、政府一丸となって地元へ寄り添いながら最後まで責任を持って万全な対策を講じるよう、また東京電力に対しては、特にALPS処理水の海洋放出、さらには福島第一原子力発電所の廃炉作業について、安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラーが発生しないよう万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、地元へ寄り添いながら最後まで責任を持って万全な対策を講じるよう、今後とも継続して要望、申入れを行ってまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 安全安心に海洋放出を進めていただくということに尽きるのかなというふうに思うのですが、新聞報道の町長のコメントで、放出によって町民の不安、帰還意欲の低下、町の復興の妨げにならないか懸念をしているというように、この廃炉と復興の両立を進める上では、町としては複雑な思いがあるのではないかなというふうに思います。

では、町としてできることは何かというと、やはり監視の目を強くしていくということだというふうに思います。先般、廃炉国際フォーラムのパネルディスカッションが産業交流センターでありました。その中において、パネラーの女子高校生から、放出されることの不安から、過去から常にこの地域は利用されていたではないかというそういうことで、この地域の将来、未来について今後語り合うべきだというようなそういう話もありました。また、会場からも東京電力のこれまでの不祥事から、東電に対する不信感を指摘する、そういう声もございました。やはり東電との信頼関係を構築することだなというふうに思います。まずは、透明性のあるALPS処理水放出状況の安全性を、町はこれからどのようにこれ発信していくのかということだと思いますけれども、町として、双葉町側から放出されていくわけですから、それに対してどのように町民、あるいは全国に発信していくのかと、その方策があればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えします。

今回のALPS処理水の海洋放出、これは今、テレビの報道などでもASEANの中で中国の発言であったり、岸田総理の発言であったり報道されております。そういった部分では中国の発言、いわゆる核汚染水という表現をしておりますけれども、日本の岸田総理が発言しているいわゆるALPS処理水に関しては、ASEANの参加諸国からはある程度理解を得ているのではないかというふうに、報道、テレビを見ていますと感じられます。中国に追随してこの問題を大きく騒いでいる国はないように感じられるということで、今回、この海洋放出に関してしっかりと世界の人たちに、世界というかアジアの人たちに理解を得るような国の取組がされているというふうに感じました。

ただ、処理水に関して今回放出したから大丈夫だではなくて、継続的に、今後30年以上かかってあのタンクの処理水を放出するというふうに聞いておりますので、30年間しっかりと海洋放出に関して安全で安心だというふうな確認、いわゆる放出されたトリチウム水、処理水の基準値以下であるということをモニタリング、しっかりと続けていくということが大切だと思っています。

そういったようなことが大切であるということと、我々こちらに住んでいて、自分の目の前の海から取っている魚、大丈夫なのかというふうな不安もある方が多いと思います。これの検査もしっかりとして問題のないというふうな数値になっておりますから、私自身もしっかりと買って食べていくと、そういうふうなことが風評払拭、いわゆる風評の蔓延を防ぐ効果があるのではないかと。地元の人たちが大丈夫ですよというのが一番安全につながるのかなというふうに感じています。もちろん、不安のある方もおられるでしょうけれども、私個人としては問題がないというふうに認識しておりますから、地元産のものが値崩れしないように、少しでも協力をして安定的に魚が売れるようにするのは我々のある程度責任でもあると思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございました。一人一人が地元産を消費することによって、これは

福島県民もそうだと思いますし、全国にこれも広まっていかななくてはいけないことだと思うのですが、それが海外からそういった嫌がらせの電話とか何かを抑える一つの取組にもなるのかなというふうに思いますけれども、今ほど町長から答えがありましたように、これ30年間放出が続くわけです。やっぱり町としても、これ体制づくりをすることが重要なというふうに思います。現在、町の行政組織の中で住民生活課に原子力対策係があります。これは、震災前からこの原子力対策係の事務分掌は変わっていないというふうに思います。どうなのですか。項目的にです。現在は、特定原子力施設、廃炉の原発ですよ。廃炉の原発、これから本当に廃炉に伴う汚染水、処理水、高レベル放射性廃棄物、そして地域の産業を支える廃炉事業への地元事業者への参入など、課題はこれ山積みになっています。やはり危機管理をもって町もこれ対応しなければいけないのではないかなというふうに思っています。そういうことで町の行政組織を改める、また事務分掌に、今の現在の廃炉に特化した事務分掌を追加するような考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えします。

今回の原子力発電所関係、原子力に関するものに関しましては、担当課が住民生活課が担当になっております。当然、今回の海洋放出に関してはそういうふうな監視体制も取っておりますし、取り組んでおります。ただ、将来的に住民生活課がそのままずっと行くのかということになりますと、そのときそのときにいろいろな状況が変わることも想定されますので、そのときに合った柔軟な対応をするというふうな考えでおります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） それでは、最後の3番に移らせていただきます。町民同士の交流の場とコミュニティについて。当町は、昨年8月30日に特定復興再生拠点区域が解除され、11年5か月ぶりに居住できる環境になりました。町の復興と町民一人一人の復興を成し遂げるには、町内外での町民同士の交流の場とコミュニティ形成が必要不可欠と思いますが、町としてどのように整備、対応するのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、町民同士の交流の場とコミュニティについて。町民同士の交流の場とコミュニティについてのおたただしですが、町では現在まで町民同士の絆の維持やコミュニティの形成に資するため、いわき市、郡山市及び加須市での町民交流施設の運営や、いわき市内において復興公営住宅等に入居されている方の日常生活を支援するため、移動手段を持たない入居者等の商業施設や医療機関、町民交流施設などへの移動支援を行うコミュニティ支援バスの運行、さらには県内外の自治会への運営費の補助など、町外に避難されている町民に対するコミュニティ支援に取り組んでまいりました。

町内においては、今年7月23日に町内に居住する方々により親睦などを目的とした双葉町結ぶ会が組織され、駅西住宅に整備した集会所において定期的に交流活動が行われております。また、行政区の皆さんの活動については、町内で集会などを行う際に、産業交流センター会議室の使用料を全額免除しており、交流の場として活用されるよう支援しております。今後は、コミュニティーセンターの改修工事を計画しており、町内での町民同士などの交流の場として活用していただけるよう整備を進めてまいりたいと思います。

議員ご指摘のとおり、町の復興と町民一人一人の復興を成し遂げるためには、町民同士の交流の場とコミュニティ形成が必要であると認識しております。県外の支援につきましては、既存の支援や交流施設を活用しながら、また自治会の運営につきましては双葉町補助金等の交付等に関する規則に基づき運営費の補助等支援の在り方について検討してまいります。

町としては、今後とも町内外を問わず、コミュニティ形成に対し必要な支援について町民の皆さんのご意見も伺いながら、整備対応に向け取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。町外の交流に関しては、今現在、前にも一般質問でお聞きしましたけれども、自治会、町民、避難されている町民同士で立ち上げた自治会も現在活動をしているところもありますけれども、解散したところもあります。特に大きい地区、いわき、郡山と、福島は大分前になりますけれども、なかなかやっぱり集まる方も限定されてきて、高齢になって活動もマンネリ化というか、いろいろ工夫しながら活動もされているかと思うのですけれども、補助金に関してはさほどうまく運営しているところもあつたりはするのでしょうかけれども、やっぱり使い勝手のいい補助金というものに対して、様々な団体からもいろいろ意見があろうかと思えます。ですから、町外での今後のそういう各種団体の活動というのはやっぱり大事になってくるのかなと。それに対して、柔軟性を持った補助金の在り方というものは、これ必要ではないのかなと、あくまでも町としては団体に対する補助ですから、補うというような考えなのでしょうけれども、交通費に関して、食事代はどうなのかはあれですけれども、もっと柔軟性を持って対応していただきたいなという事は以前から申し上げていることですのでけれども、行政報告でもありましたけれども、本当に先般、駅西住宅の方々を中心に結成した交流の会、結ぶ会が結成されて、先だって夏祭りがありました。集会以場で手づくりのイベントで、楽しく絆を深められておりました。

町内ではこれから駅西住宅を整備をしていくと、そのコミュニティの場というのもやっぱりかなり大きなスペースも必要になってくるのかなというふうに思っております。町民の方同士の交流もさることながらですけれども、町外からも訪れるときに、やっぱり場所がないなど、集える場所がない、産業交流センターとはまた別なそういう施設が求められるのではないかなというふうに思っていて、今ほどの町長の答弁にも産業交流センター、あるいは学校施設をどのようにこれから利活用していくのか。これも一つ、町民ならず様々な事業者の方も利用できるようなそういう施設に利活用されてい

くのかどうか、これから検討だとは思いますが、やっぱり町外から、避難先から町に来るきっかけづくりというものが無いのではないかと考えるのです。ですから、例えばそういった交流施設が早急にできれば、生涯学習活動とか、あるいは建物だけではなく農園なども提供して野菜づくりとか、そういった楽しみがないとなかなか町民、町に対する魅力が感じられないのかなというふうに思うので、早急にその整備をお願いしたいというふうに思っておりますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、町民同士の交流の場、コミュニティに関してですけれども、昨今の自治会の解散や参加者の減少に関しては私も大変残念に思っている反面、震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年半が経過し、町民の方のコミュニティ形成の方法や、ライフスタイルも様々に変容していることから、今までの支援の枠組みを無理に当てはめることにも疑念を覚えます。今後とも、町民の皆さんのご意見を丁寧にお聞きしながら、きめ細やかに公平性のある支援について取り組んでまいります。

また、双葉町に戻ってこられた町民の皆さんの交流の場、コミュニティの場といいますか、そういったものに関しては早急というふうなおたしでした。これに関しても現在コミュニティーセンターであったり後ろにあります、前の劇場と言ったらいいのか、シアターと言ったらいいのですか、あそこなんかも今後の利活用を含めて今検討に入っています。これを早急に皆さんに利用していただけるような施設として造っていきたいと、そのほかいろいろ懸案事項ありますから、そういったものも一つ一つ着実に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） まちづくり計画（第3次）が進められておりますけれども、復興町民委員会の意見でも、町民同士が集える交流施設が必要になってくると、お金をかけるだけではなくて、温かみのある利便性のある施設が必要だという意見が出ております。住民意向調査でも町とつながりを持ちたいというのがもう66%、やっぱり町とはつながりを持ちたいというそういう意見が多いというふうに思うのです。ですから、本当に住民が、住んでいる方、これから準備が進んでいる方のまちづくりをしていかれるのか。帰還をする方も、これから帰還に向けての町民、今住んでいる町民に向けてのまちづくりを進めていくのか、あるいは町外から双葉町に戻ってくる方に対しての、町外に住んでいる方のまちづくりなのか、両面で進めていかなければいけないというふうに思うのですけれども、その辺の趣はどちらとも言えないかとは思いますが、いずれにしても町との距離が遠のいてしまうと、これなかなかまちづくりが進んでいかないというふうに思うので、スピード感を持って対応していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 零時06分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年9月13日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第46号 双葉町情報通信システム等整備基金条例の制定について
- 日程第2 議案第47号 双葉町児童厚生施設条例の廃止について
- 日程第3 議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第49号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第5 議案第50号 備品購入契約の締結について
- 日程第6 議案第51号 備品購入契約の締結について
- 日程第7 議案第52号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第53号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第54号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第55号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第56号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第57号 令和4年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第13 議案第58号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第59号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第60号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第61号 令和4年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第62号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第63号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第46号から日程第19、諮問第1号までは全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

また、5番、菅野博紀君については、本日着座により発言をすることを許可します。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第46号 双葉町情報通信システム等整備基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第46号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第47号 双葉町児童厚生施設条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第47号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第48号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第4、議案第49号 双葉町墓地条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第49号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、議案第50号 備品購入契約の締結についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第50号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第51号 備品購入契約の締結についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第51号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第52号 令和5年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第19款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 7ページです。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 9ページです。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第52号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第53号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第53号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第9、議案第54号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第4款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 第5款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第1款公共下水道事業費。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 第3款予備費。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第54号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第55号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第55号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第56号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第56号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第57号 令和4年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第9款環境性能割交付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第10款地方特例交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款地方交付税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第12款交通安全対策特別交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款分担金及び負担金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 14ページです。第15款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 17ページです。第16款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 20ページです。第17款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 24ページです。第20款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 28ページです。歳出に入ります。
第1款議会費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 57ページです。第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 69ページです。第4款衛生費。
（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 74ページです。第5款労働費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 78ページです。第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 81ページです。第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 84ページです。第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 88ページです。第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 98ページです。第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 101ページです。第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第57号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第57号は認定することに決定しました。
（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。
休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第58号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定
についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行
います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。
（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 13ページです。第3款国民健康保険事業費納付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第58号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第58号は認定することに決定しました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第14、議案第59号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第59号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第59号は認定することに決定しました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第60号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 7ページです。第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第60号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第60号は認定することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第16、議案第61号 令和4年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 14ページです。第3款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 16ページになります。第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第61号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第61号は認定することに決定しました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第17、議案第62号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第62号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第62号は認定することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第18、議案第63号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第63号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第63号は同意することに決定しました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。諮問第1号について、適任とすることの賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和5年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時04分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 作 本 信 一

署名議員 石 田 翼